

**第4次湖西市地域福祉計画
第5次湖西市地域福祉活動計画
素案**

2023年3月

**湖西市
湖西市社会福祉協議会**

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 踏まえるべき社会潮流.....	1
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	6
5 策定の体制.....	7
6 地域の範囲.....	7
第2章 湖西市の現状と課題.....	8
1 統計からみる湖西市の状況.....	8
2 アンケートからみる湖西市の状況.....	23
3 関係団体アンケートからみる湖西市の状況.....	31
4 地域懇談会からの意見.....	33
第3章 計画の基本構想.....	37
1 計画の基本理念.....	37
2 計画の基本目標.....	37
3 施策体系.....	38
4 重点施策.....	39
第4章 施策の展開.....	40
基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進.....	40
基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり.....	46
基本目標3 人にやさしい環境づくり.....	56
第5章 計画の推進.....	69
1 協働による計画の推進.....	69
2 計画の進行管理と評価.....	69
資料編.....	70
1 策定の経過.....	70
2 湖西市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	71
3 湖西市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	72
4 湖西市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	74
5 用語解説.....	76

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、住民同士で支え合いながら、自分らしく、安心して、しあわせに暮らせるような地域をつくることです。

そのためには、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等がお互いに協力し、それぞれの役割を持ちながら、地域の課題を解決していくことが求められます。

2 踏まえるべき社会潮流

(1) 地域共生社会の実現に向けて

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、デジタル化等、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、価値観やライフスタイルが多様化する中、地域でのつながりが希薄化し、支え合いの基盤が弱まってきています。

また、子育てと親や親族の介護を同時に担う「ダブルケア」、80代の親がひきこもりの50代の子どもの生活を支える「8050問題」、本来大人が行うとされる家事や家族の世話をする「ヤングケアラー」等、福祉課題が複合化・複雑化し、既存の支援制度では対応が困難であるケースが表面化してきています。

国では、こうした社会状況を踏まえ、制度の枠組みにとらわれず一人一人が自分らしく地域で活躍し、支え合い、助け合いながら生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めています。

（２）包括的な支援体制の概要

地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、2017年５月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法の一部改正（2018年４月施行）がされました。

■改正社会福祉法の概要（2018年４月施行）

①地域福祉推進の理念を規定

○支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す

②包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実

○市町村の地域福祉計画の策定が努力義務とされる

○福祉の各分野における上位計画として位置付けられる

（３）重層的支援体制整備事業の創設

2021年４月に施行された改正社会福祉法では、包括的な支援体制の構築のため、重層的支援体制整備事業の創設が明記されました。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を高年齢福祉、障がい福祉、児童福祉等の分野を横断して一体的に行うものです。

■重層的支援体制整備事業の概要

断らない相談支援	・ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、対応する、又は関係機関につなぐ機能 ・ 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ・ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能
参加支援	・ はざまのニーズに対応できるよう、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
地域づくりに向けた支援	・ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援 ・ 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ・ 互いに支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

(4) SDGsへの取組について

2015 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGs は、2030 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

福祉分野においては、全国的に既存の支援体制だけでは対応しきれない福祉課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」SDGs の視点を踏まえた施策の展開が求められます。

また、第 6 次湖西市総合計画では、『「ひと・自然・業（わざ）」がつながり 未来へ続く わがまち KOSA I』というキャッチフレーズのもと、SDGs の視点を取り入れ、持続可能なまちづくりを進めています。こうした点を踏まえ、「第 4 次湖西市地域福祉計画・第 5 次湖西市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）においても、第 6 次湖西市総合計画と連動し、SDGs の理念やビジョンの視点を取り入れ、施策の展開を図ります。



(5) 湖西市の動きと計画策定の趣旨

湖西市（以下、「本市」という。）では、地域福祉計画・地域福祉活動計画に関して、行政では 2005 年 3 月に「第 1 次地域福祉計画」を、社会福祉法人湖西市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では 1999 年 3 月に「第 1 次地域福祉活動計画」を策定し、その後計画を見直ししながら地域福祉を推進してきました。

このたび、2018 年 3 月に策定した本市の「第 3 次湖西市地域福祉計画」と、社協の「第 4 次湖西市地域福祉活動計画」が 2022 年度で計画期間が終了することから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域での支え合いの再構築や安心して暮らせる地域づくりにより、職住近接と湖西市の持続的な発展を目指すべく、2023 年度から 2027 年度までの 5 年間の本市の地域福祉施策の方向性を定める「第 4 次地域福祉計画・第 5 次地域福祉活動計画」を策定します。

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

『地域福祉計画』は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉分野の上位計画として、「本市の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画」です。

一方、社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図る団体と定義されている社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、「住民や福祉・保健等の関係団体・事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画」です。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき策定する『成年後見制度利用促進計画』、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定する『地方再犯防止推進計画』の内容を含めるものとします。

■社会福祉法（2021 年 4 月 1 日一部改正）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

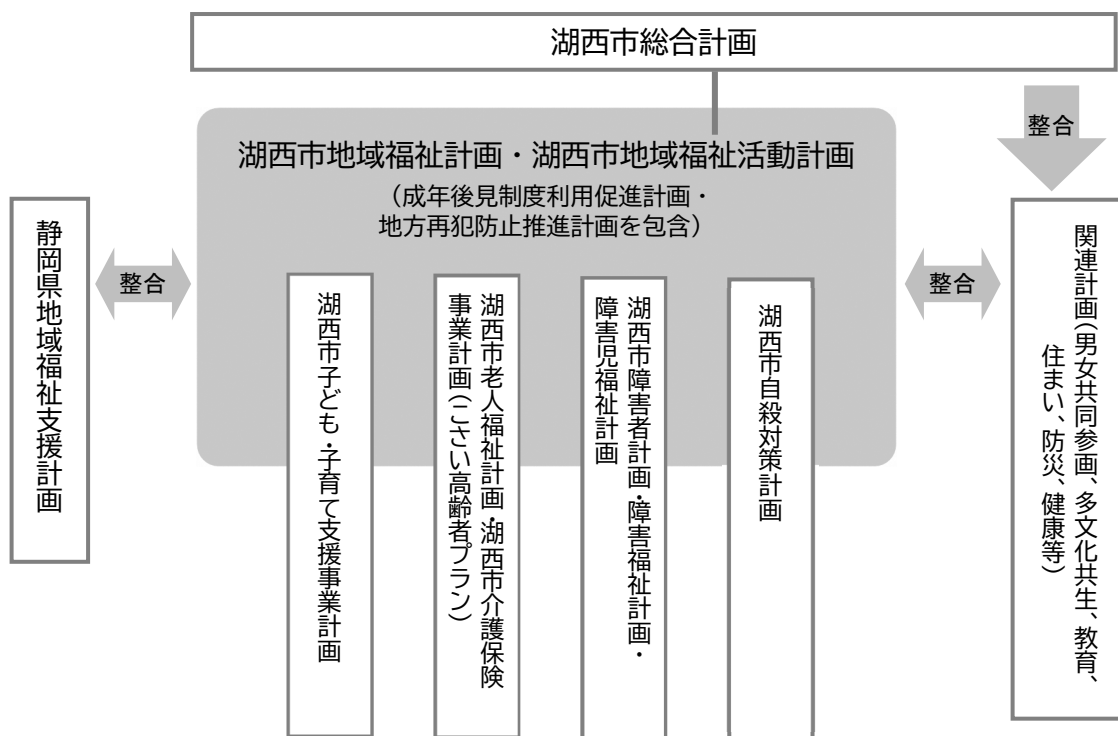
（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉を推進するには、住民による助け合い・支え合いの取組が連携し、包括的な支援体制を構築していくことが重要です。地域福祉の理念を定め、そのための基盤や体制づくりの方向性を示す地域福祉計画と、それを実現するための具体的な取組を示す地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための車の両輪と言えます。本市では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域福祉の理念と実践を共有しながら、地域福祉施策の効果的な推進を図ります。

（３）関連計画との整合

本計画は、本市の最上位計画である総合計画との整合を図り、福祉分野の上位計画として位置付けます。

■関連計画との関係



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2023 年度から 2027 年度までの 5 年間とします。

■関連計画などの期間

年度	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10
総合計画	第6次					
地域福祉計画（行政）	第4次地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画					第5次 第6次
地域福祉活動計画(社協)						
子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期				
老人福祉計画・介護保険事業計画	第8期	第9期			第10期	
障害者計画	第4次	第5次				
障害福祉計画	第6期	第7期			第8期	
障害児福祉計画	第2期	第3期			第4期	
自殺対策計画	第1次	第2次				

5 策定の体制

本計画は、住民や団体、事業者の意見等をお聞きしながら、国における地域福祉に係る制度改正等を踏まえ策定します。

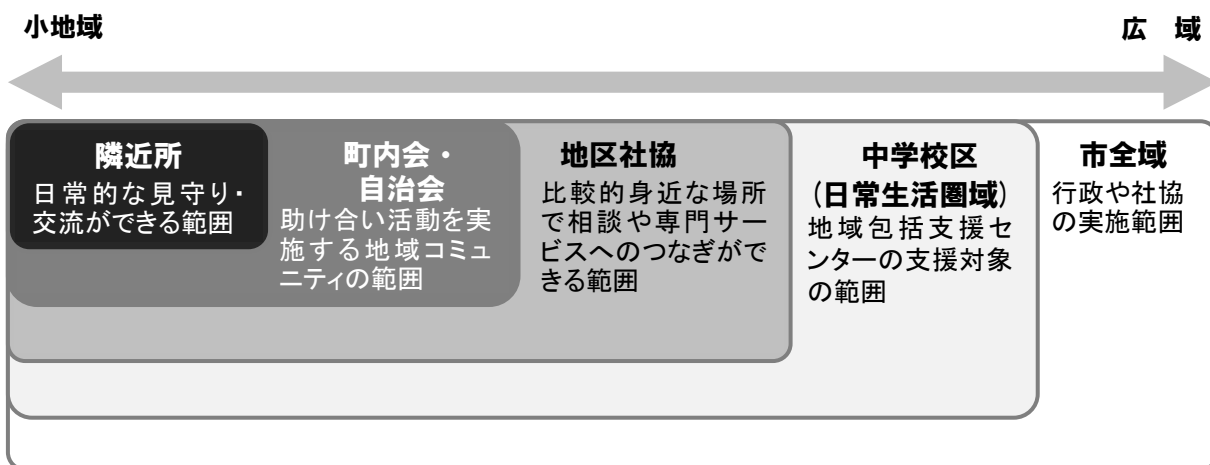
区分	内容
「湖西市地域福祉(活動)計画」策定のためのアンケート調査	市内15歳以上の2,000人を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(郵送配布・郵送回収)
ボランティア団体アンケート調査	市内で福祉活動を行うボランティア団体を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(郵送配布・郵送回収)
専門機関アンケート調査	市内の福祉関係の専門機関を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(電子メール送付・電子メール回収)
地域懇談会	民生委員児童委員、自治会長、各地区社協役員等地域の福祉関係者を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。(感染対策を行った上で対面により実施)
パブリックコメント	計画素案が完成した時点で、ウェブサイト等により計画に対する住民意見を募る。
策定委員会	地域住民団体、福祉関係団体等から構成し、計画の策定に関する検討を行う。

6 地域の範囲

地域福祉の推進にあたり、「地域」のとらえ方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組の大きさ、範囲によって、その時々で異なります。

本計画では、地域の範囲を市全域、日常生活圏域、地区社協、町内会・自治会、隣近所と重層的にとらえ、適切な範囲で取組を推進します。

■地域の範囲のとらえ方



第2章 湖西市の現状と課題

1 統計からみる湖西市の状況

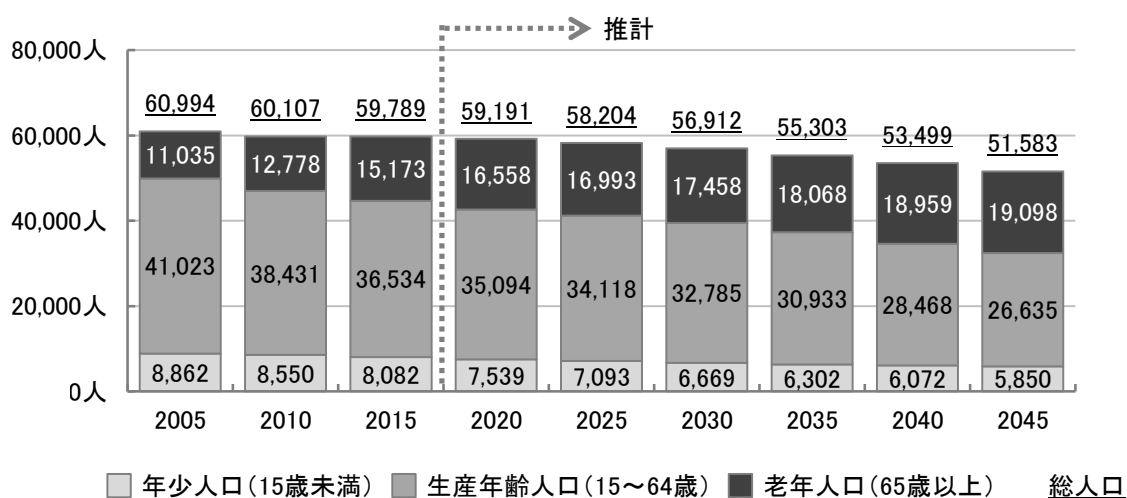
(1) 人口・世帯の状況

総人口は減少傾向で推移しており、2015年には59,789人となっています。今後の推計をみると、減少傾向が見込まれています。

年齢3区分別人口割合は、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。今後の推計をみると、同様の傾向となっており、2030年には、高齢化率30%を超える見込みとなっています。

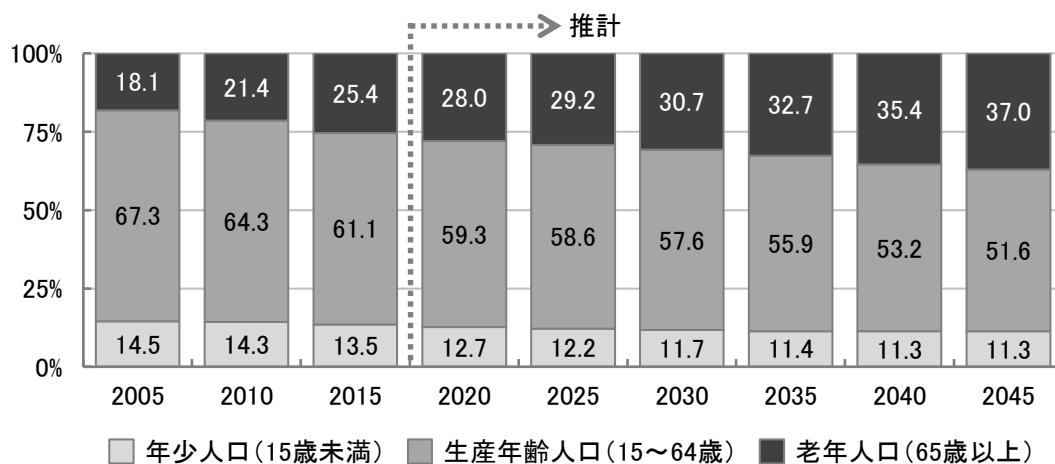
なお、2020年の国勢調査による総人口は57,885人（15歳未満6,973人、15歳～64歳34,646人、65歳以上16,070人（高齢化率27.9%）、年齢不詳196人）であり、同年の推計値をいずれも下回っています。

■人口の推移と推計



資料：第6次湖西市総合計画

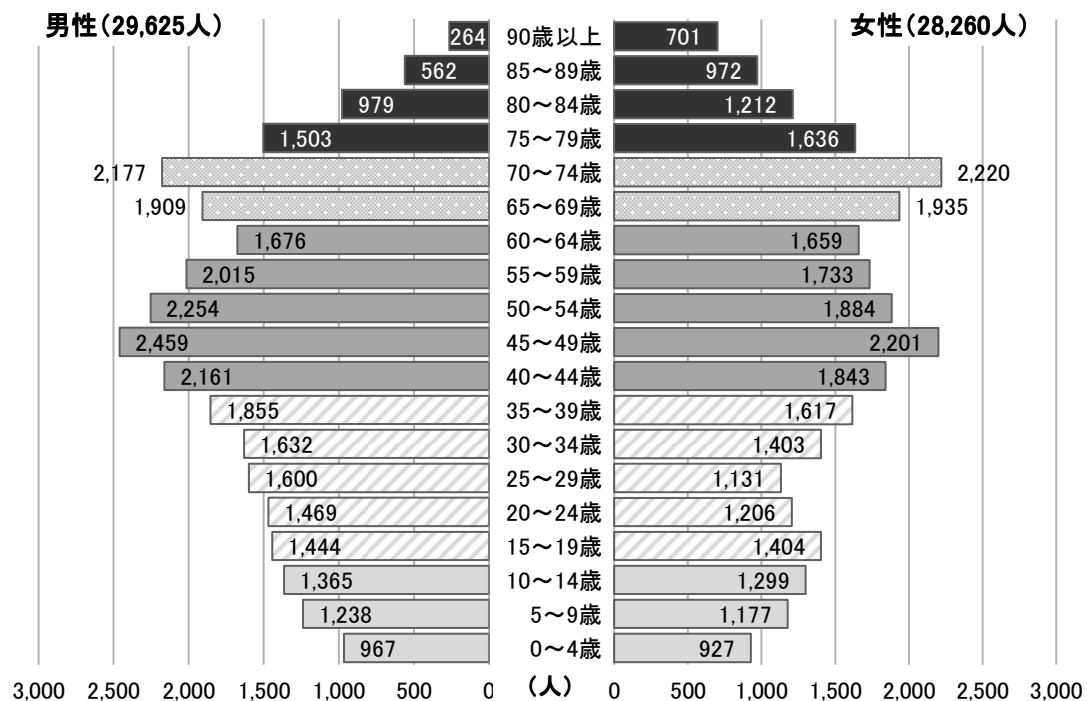
■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：第6次湖西市総合計画

2020年の男女別・年齢階層別人口は、男性では40歳代後半から50歳代前半で、女性では40歳代後半と70歳代前半で、それぞれ人口が多くなっています。なお、64歳以下では、男性が女性の人口数を上回っています。

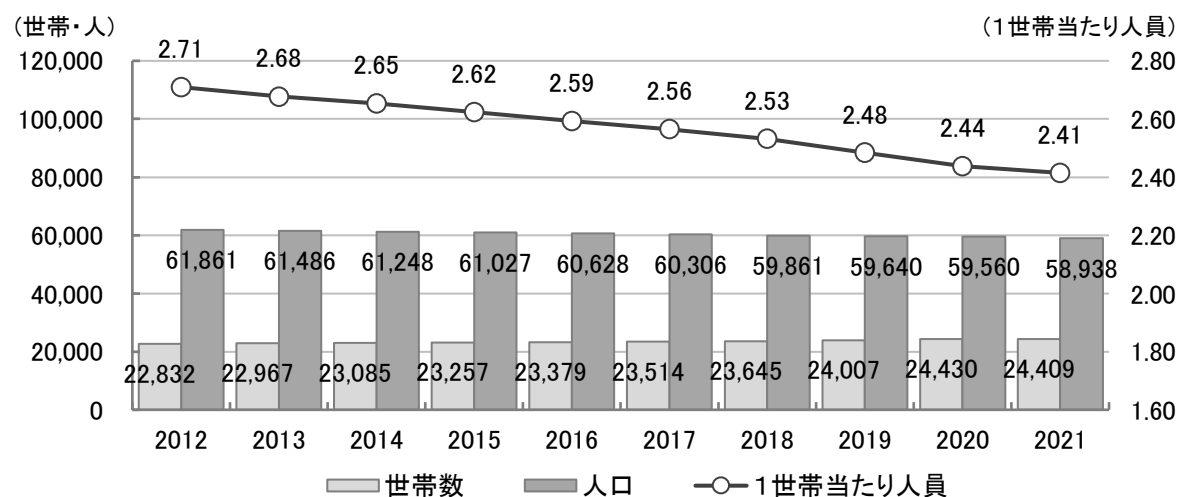
■男女別・年齢階層別人口（2020年）



※男女別の合計は、年齢不詳の男性96人、女性100人を含む。
資料：国勢調査

住民基本台帳による世帯数はおおむね増加傾向にあり、2021 年 3 月 31 日現在 24,409 世帯となっている一方で、1 世帯当たり人員は 2.41 人と、2012 年以降減少傾向にあります。

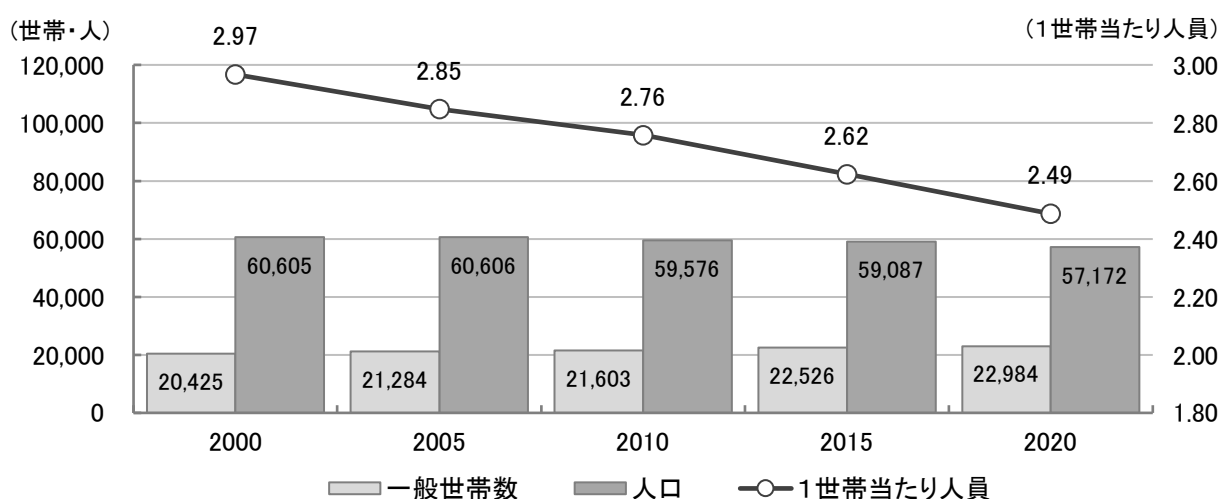
■世帯数・1 世帯当たり人員数の推移（住民基本台帳）



時点：各年 3 月 31 日現在
資料：湖西市統計書

国勢調査による一般世帯数は増加傾向にあり、2020 年には 22,984 世帯となっている一方で、1 世帯当たり人員は 2.49 人と、2000 年以降減少傾向にあります。

■世帯数・1 世帯当たり人員数の推移（国勢調査）



資料：国勢調査

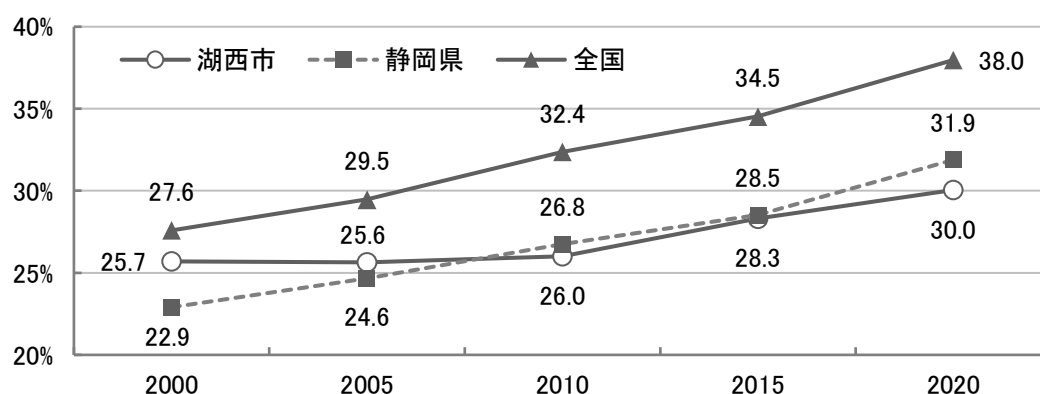
※「住民基本台帳人口」は住民基本台帳に登録されている人数、「国勢調査」は調査時に実際の居住者の人数となることから、掲載人数が異なります。

家族類型別割合の推移について、単独世帯数割合は緩やかに増加しており、2020 年には 30.0%となっています。全国及び静岡県と比較すると、2000 年以降で全国を、静岡県は 2010 年以降、それぞれ下回って推移しています。

高齢者のいる世帯割合は、一貫して増加しており、2020 年には 44.4%となっています。全国及び静岡県と比較すると、2000 年以降で静岡県を下回って推移しているものの、2010 年以降、全国を上回って推移しています。

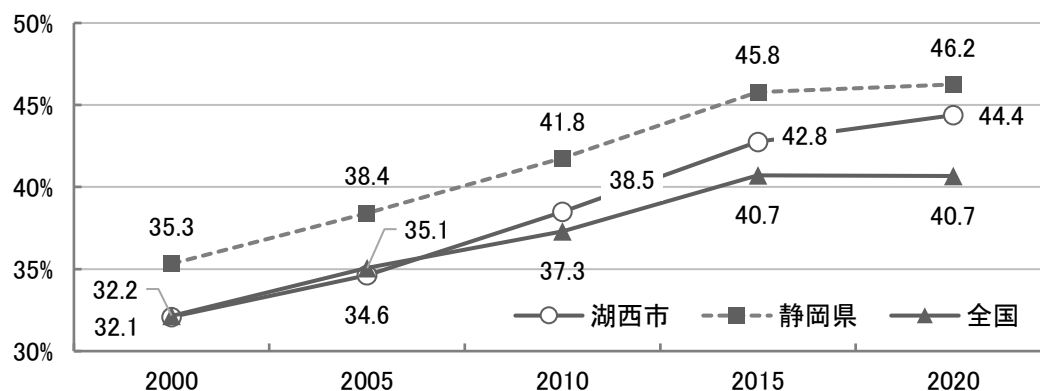
■家族類型別割合の推移（全国・静岡県との比較）

●単独世帯数割合



資料：国勢調査

●高齢者のいる世帯割合



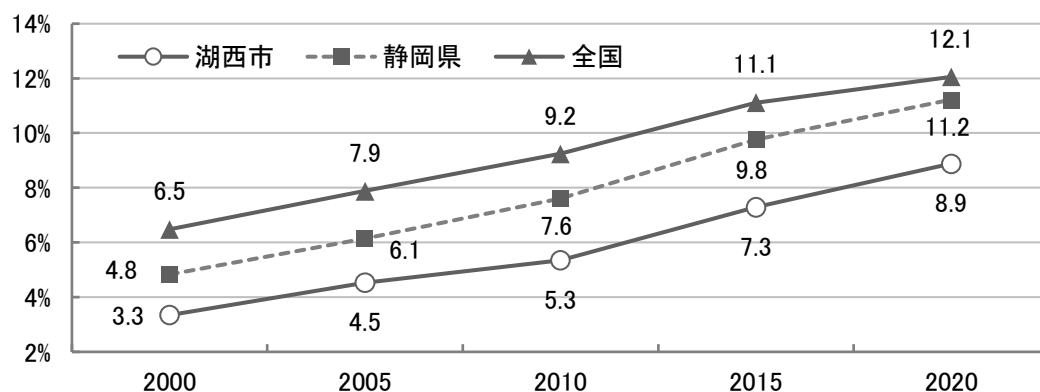
※高齢者のいる世帯：一般世帯のうち、65 歳以上の世帯員が 1 人以上いる世帯。

資料：国勢調査

65歳以上の高齢単身者世帯割合は一貫して増加しており、2020年には8.9%となっています。全国及び静岡県と比較すると、2000年以降で全国及び静岡県を、それぞれ下回って推移しています。

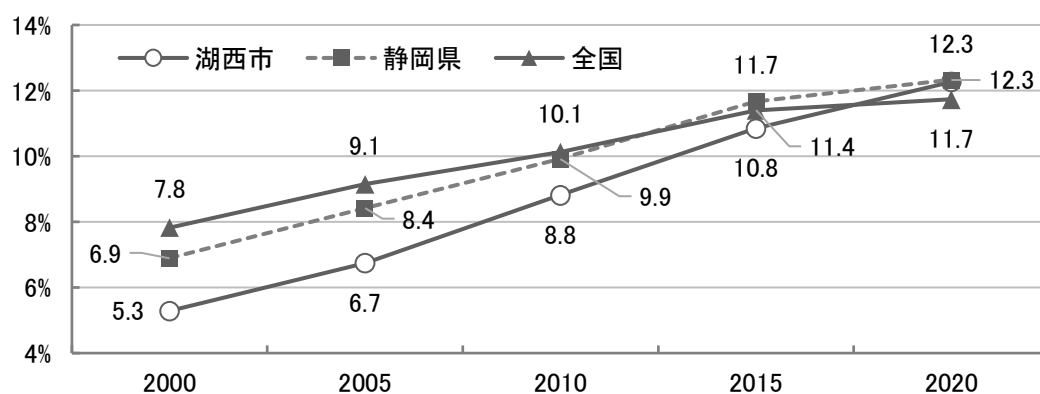
高齢夫婦のみの世帯割合は一貫して増加しており、2020年には12.3%となっています。全国及び静岡県と比較すると、2000年以降で全国及び静岡県をそれぞれ下回って推移していたものの、2020年には全国を上回り、静岡県と同率となっています。

● 65歳以上の高齢単身者世帯割合



資料：国勢調査

● 高齢夫婦のみの世帯割合

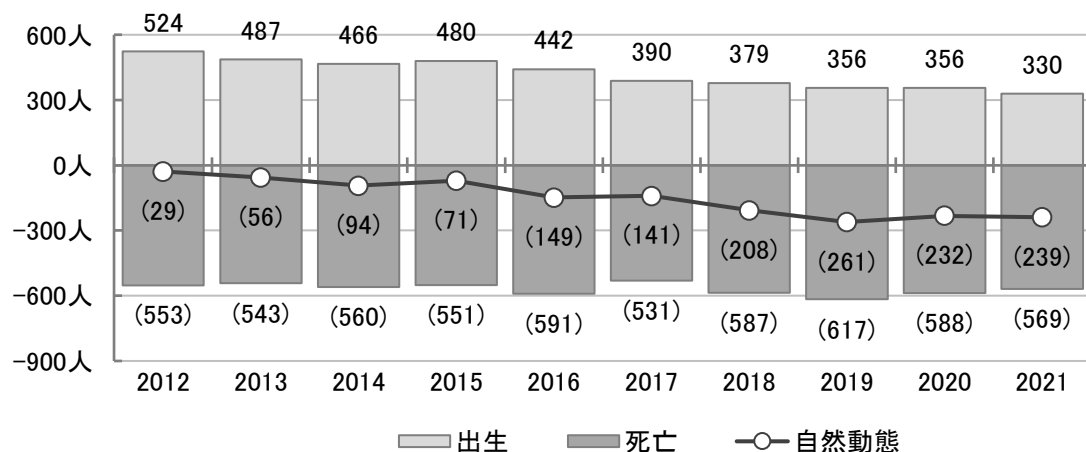


※高齢夫婦：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦。

資料：国勢調査

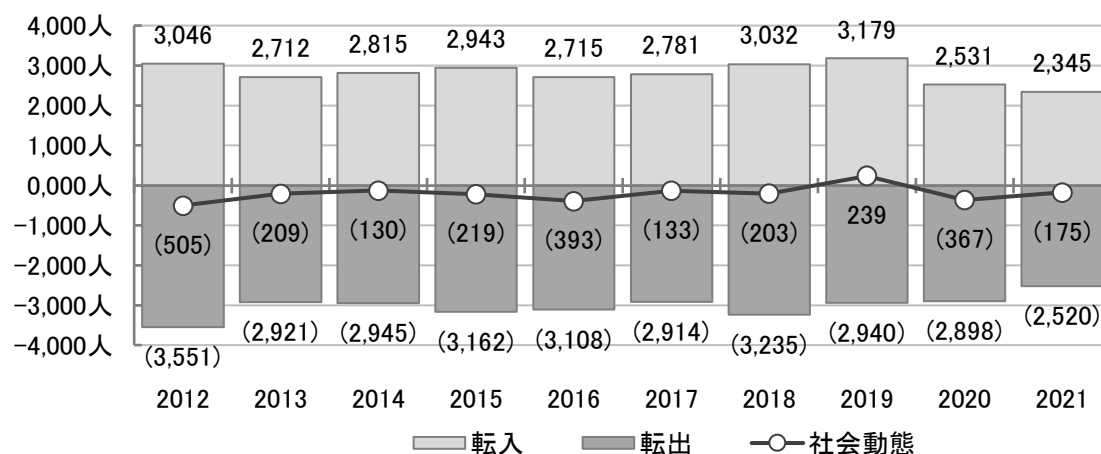
自然動態は、2021 年で出生数が 330 人、死亡数が 569 人で 239 人の自然減となっており、2012 年以降、一貫して自然減となっています。

■自然動態の推移



社会動態は、2021 年で転入数が 2,345 人、転出数が 2,520 人で 175 人の社会減となっており、2012 年以降、おおむね社会減となっています。

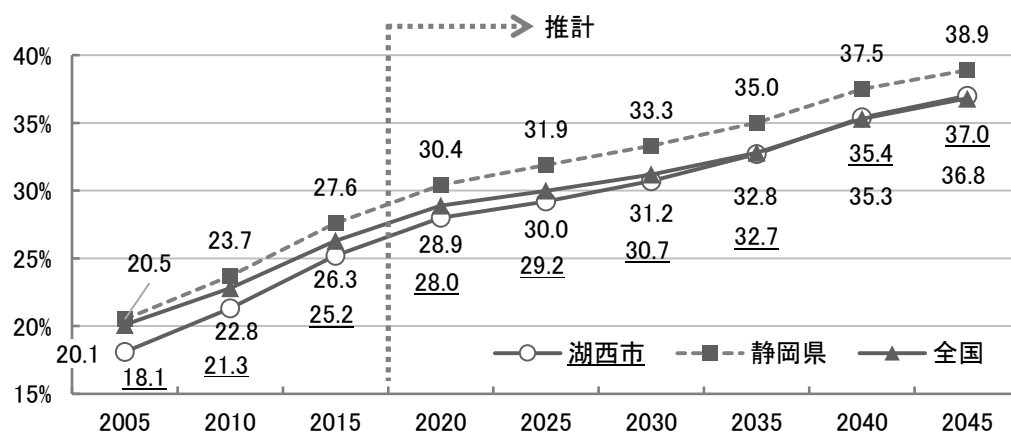
■社会動態の推移



(2) 高齢者の状況

高齢化率は、増加傾向で推移しており、2015 年には 25.2%となっています。今後の推計をみると、増加傾向が見込まれています。全国及び静岡県と比較すると、2015 年までの実績値においては全国及び静岡県をそれぞれ下回って推移しているものの、今後の推計をみると、2040 年に全国を上回る見込みとなっています。

■高齢化率の推移と推計（全国・静岡県との比較）



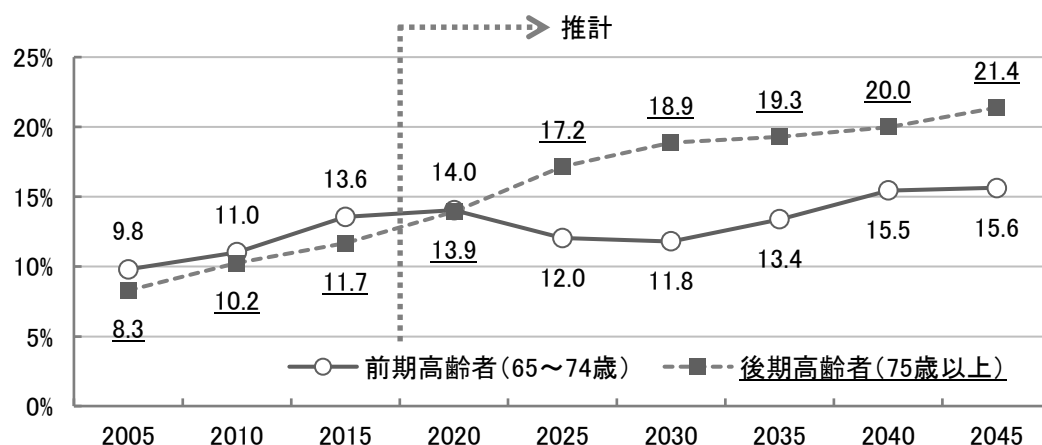
資料：地域包括ケア「見える化」システム

2000 年から 2015 年：総務省「国勢調査」

2020 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」

前期・後期高齢者の割合は、2015 年まで大差なく推移しており、2020 年まで同様の傾向の見込みとなっています。なお、後期高齢者は一貫して増加傾向で推移しており、今後の推計も増加が見込まれています。一方、前期高齢者は、2025 年には後期高齢者と割合が逆転して下回って推移する見込みとなっています。

■前期高齢者・後期高齢者の総人口に占める割合の推移と推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

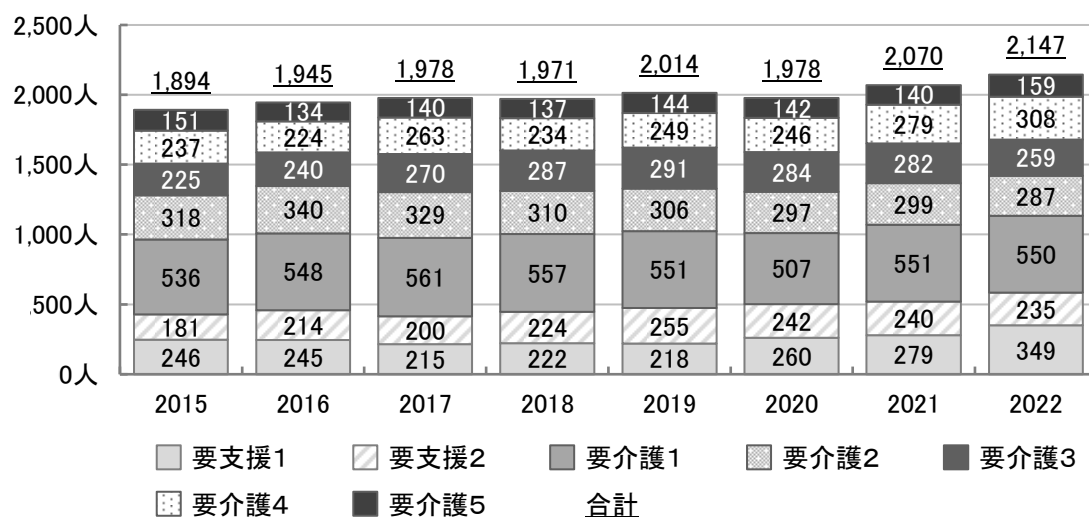
2000 年から 2015 年：総務省「国勢調査」

2020 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」

要支援・要介護認定者数の合計は、おおむね 2,000 人前後で推移しており、いずれも要介護 1 の認定者数が最も多くなっています。

要支援・要介護認定者割合は、要介護 2 で割合がやや低くなっているものの、大きな変化はみられません。

■要支援・要介護認定者数の推移



時点：各年 3 月 31 日現在

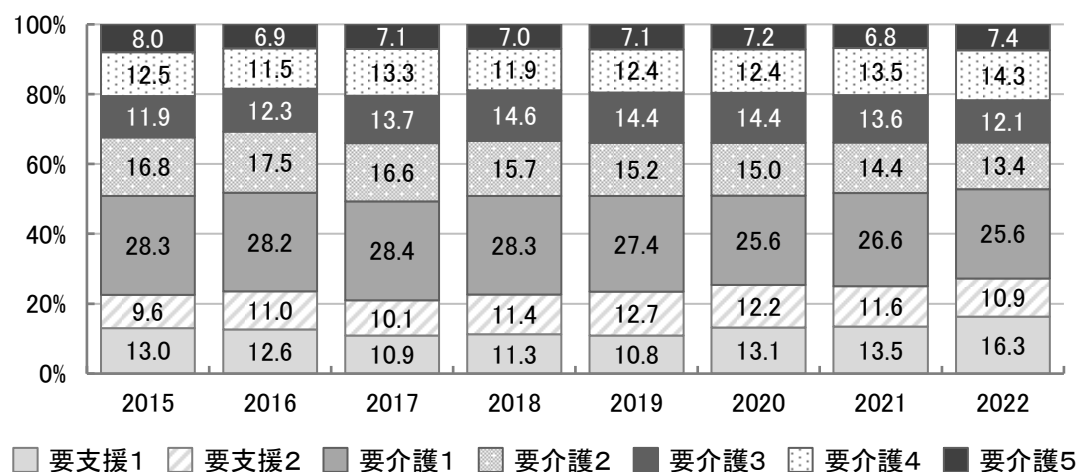
資料：地域包括ケア「見える化」システム

2015 年から 2019 年…厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

2021 年…「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

2022 年…直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

■要支援・要介護認定者割合の推移



時点：各年 3 月 31 日現在

資料：地域包括ケア「見える化」システム

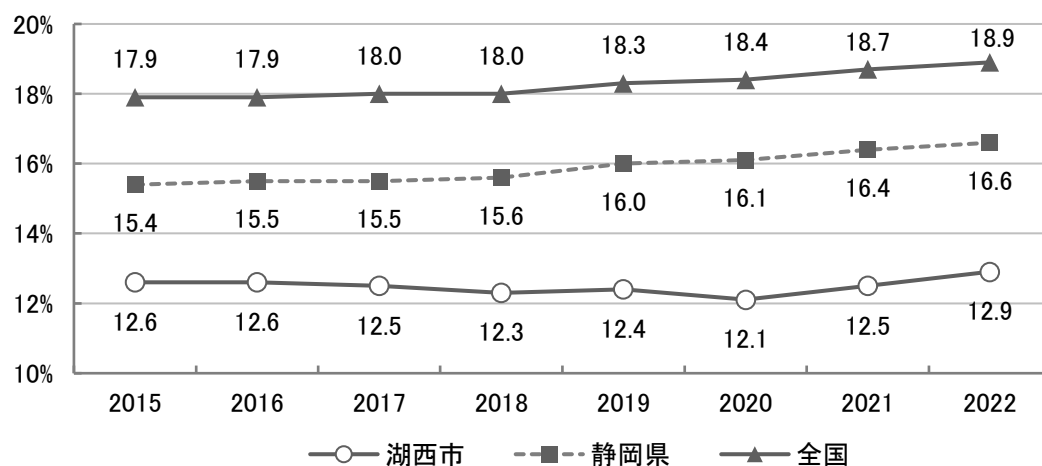
2015 年から 2019 年…厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

2021 年…「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

2022 年…直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

要支援・要介護認定率は、緩やかな減少傾向にありましたが、2021年に増加に転じており、2022年は12.9%となっています。全国及び静岡県と比較すると、全国及び静岡県をそれぞれ大きく下回って推移しています。

■要支援・要介護認定率の推移（全国・静岡県との比較）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

資料：地域包括ケア「見える化」システム

2015年から2019年…厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

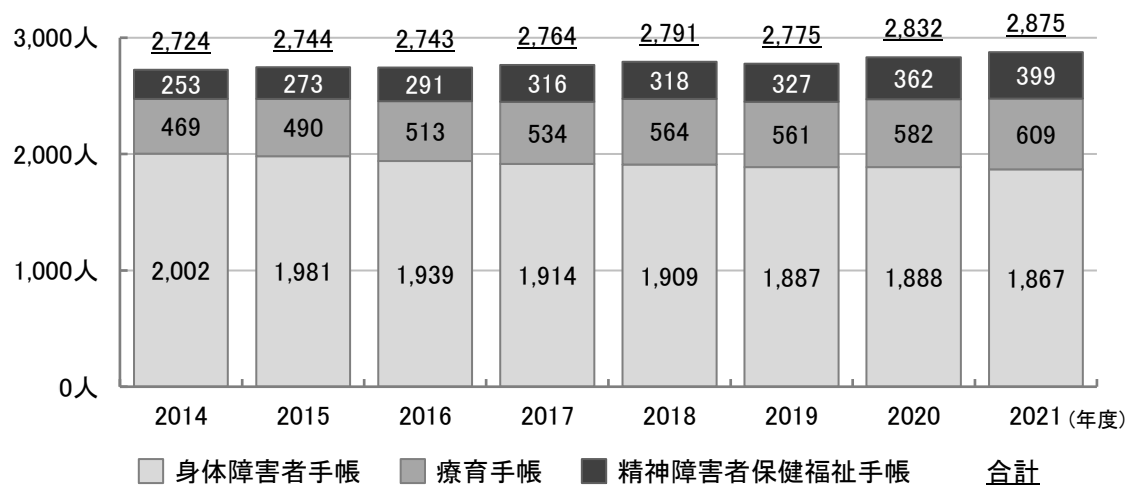
2021年…「介護保険事業状況報告（3月月報）」

2022年…直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の各所持者数は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

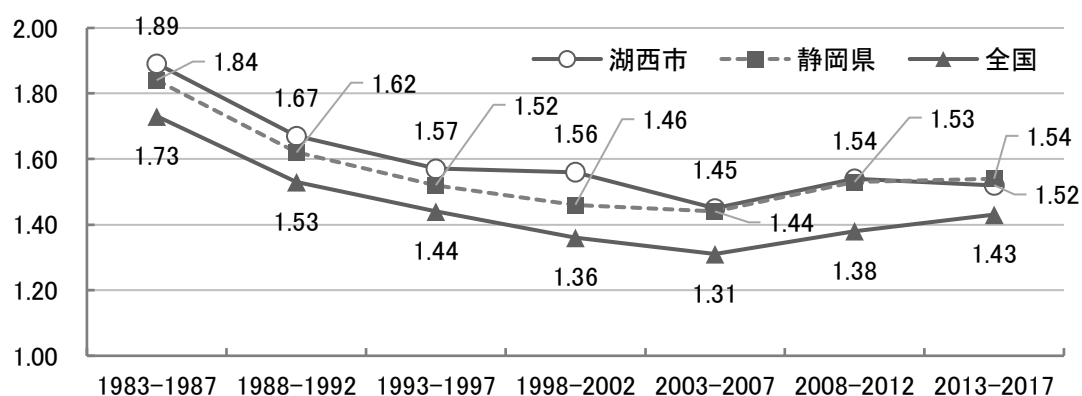


資料：2014年度から2019年度…湖西市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
2020年度以降…地域福祉課

(4) 子育ての状況

合計特殊出生率は、増減しながら減少傾向で推移しており、2013-2017年には1.52となっています。全国及び静岡県と比較すると、2008-2012年まで全国及び静岡県を上回っていたものの、2013-2017年には静岡県をわずかに下回っています。

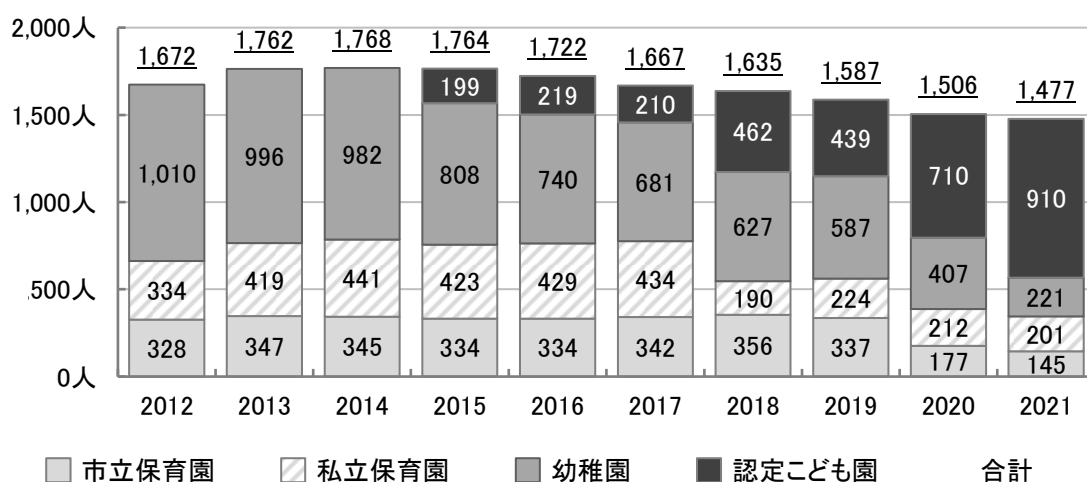
■合計特殊出生率の推移（全国・静岡県との比較）



※厚生労働省「人口動態統計」の出生数、総務省「国勢調査」の女性人口を用いて静岡県こども未来課が算出した値。2008-2012及び2013-2017は、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」の公表値と一致。
資料：ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤

保育園等の利用園児数の合計は、2014年をピークに減少傾向となっています。2021年の利用園児数は認定こども園が910人と、大幅に増えています。

■保育園、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園の利用園児数の推移



時点：保育園）各年4月1日現在、幼稚園・認定こども園）各年5月1日現在

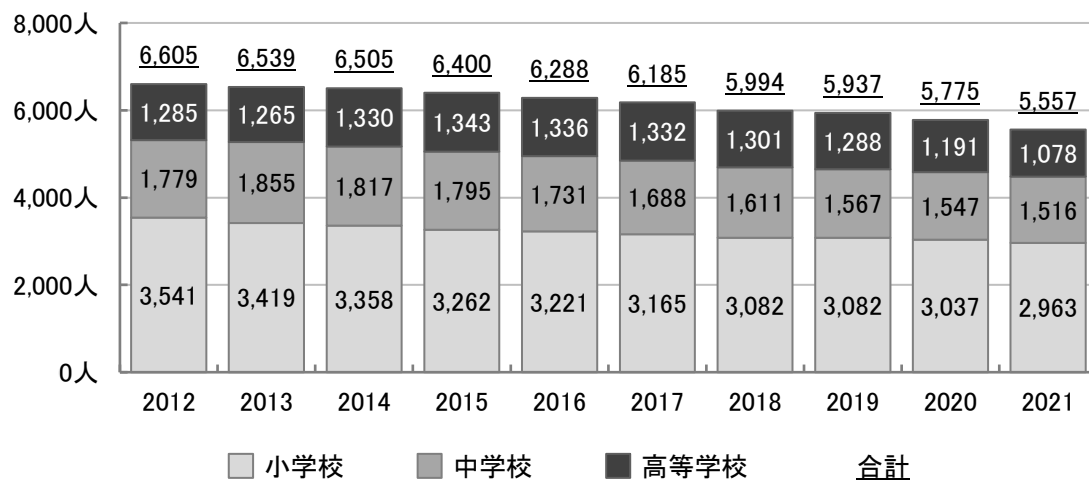
※保育園には、2019年より「小規模保育事業所」を含む。

※認定こども園は2015年以降。

資料：湖西市統計書

小学校から高等学校までの児童・生徒数の合計は、2012年以降一貫して減少傾向となっています。

■小学校、中学校、高等学校に通う児童・生徒数の推移



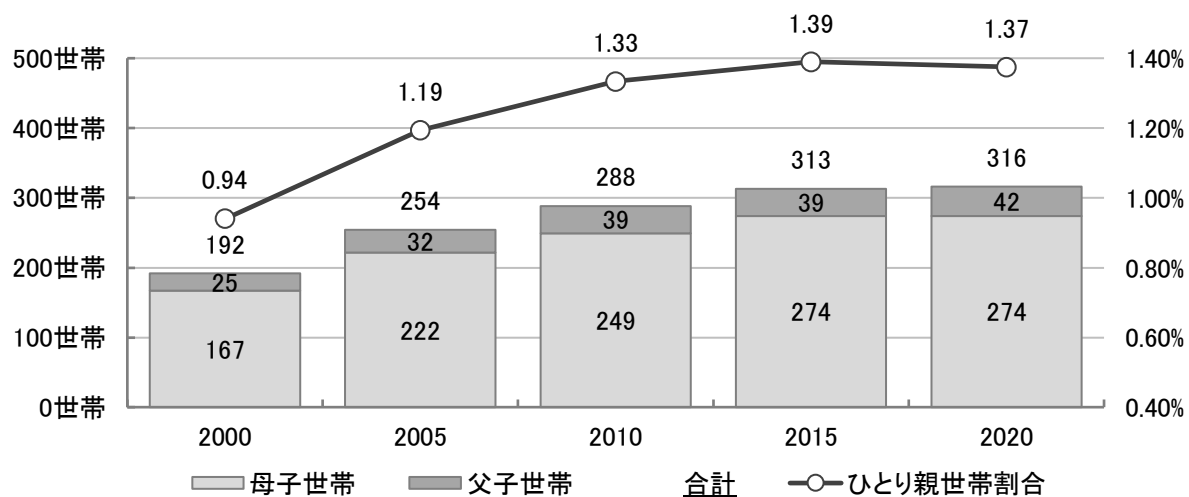
時点：各年5月1日現在

※高等学校は、全日制と定時制の合計である。

資料：湖西市統計書

ひとり親世帯の合計は、2000年以降一貫して増加傾向にあります。母子世帯数とともに、父子世帯数も増加しています。

■ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）数及びひとり親世帯割合の推移



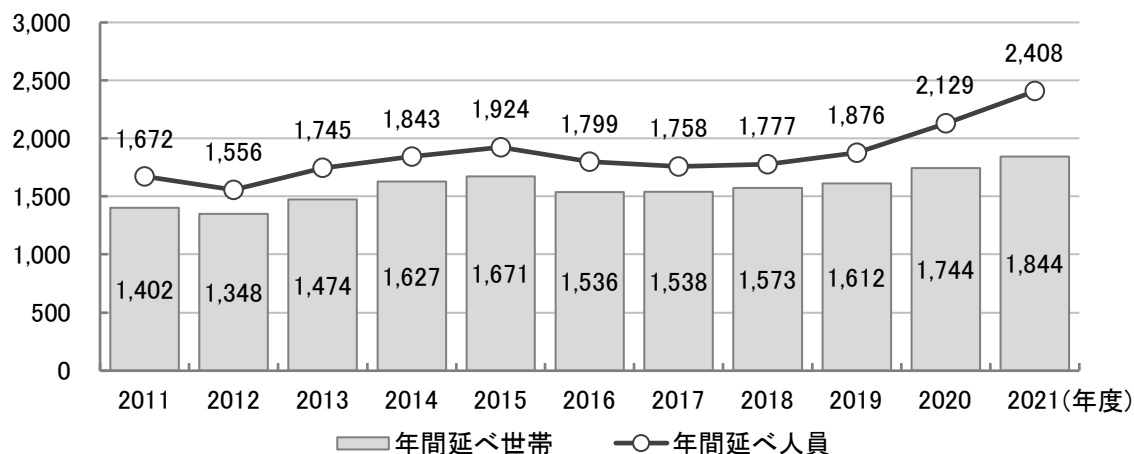
資料：国勢調査

(5) その他の状況

生活保護の年間延べ世帯数は、2014年度以降1,500～1,600世帯で推移しており、年間延べ人数は2015年度以降減少傾向にありましたが、2018年度に増加に転じており、2021年度は2,408人となっています。

■生活保護世帯・人員数の推移（年間延べ数）

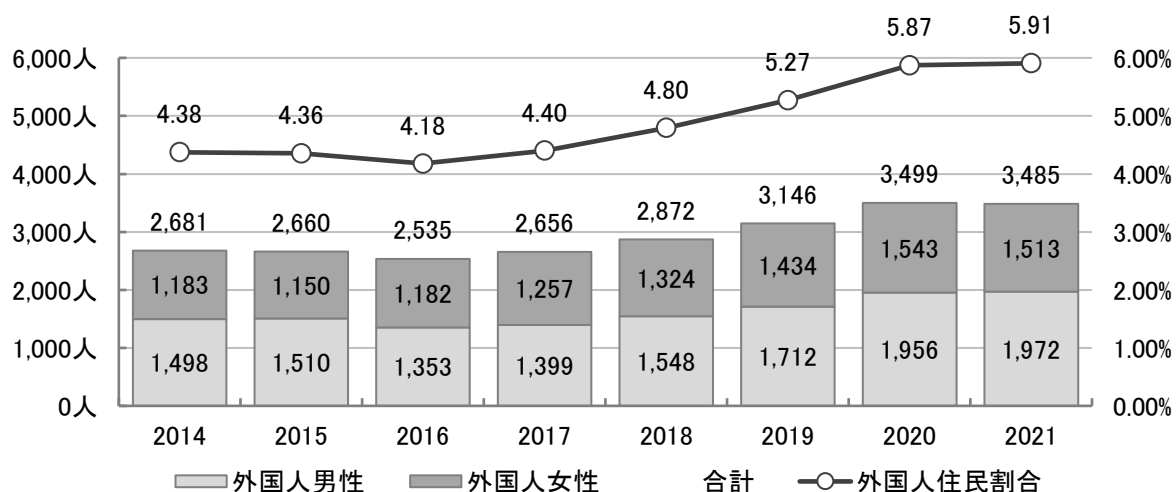
(延べ世帯・延べ人員)



資料：2011年度から2018年度…湖西市統計書
2019年度以降…地域福祉課

外国人住民数は、2017年以降増加傾向にあり、2021年では3,485人で、総人口に占める割合は5.91%となっています。

■外国人住民数の推移

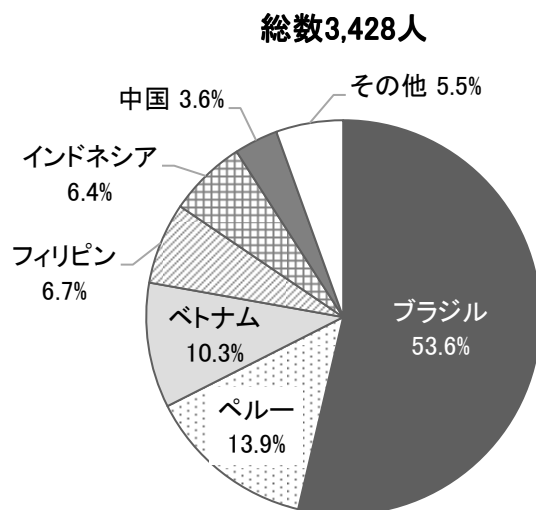


時点：各年3月31日現在

資料：湖西市統計書

外国人住民の国籍別割合は、ブラジルが 53.6%と最も高く、次いでペルー13.9%、ベトナム 10.3%となっています。

■外国人住民の国籍別割合



時点：2021 年 12 月 31 日現在

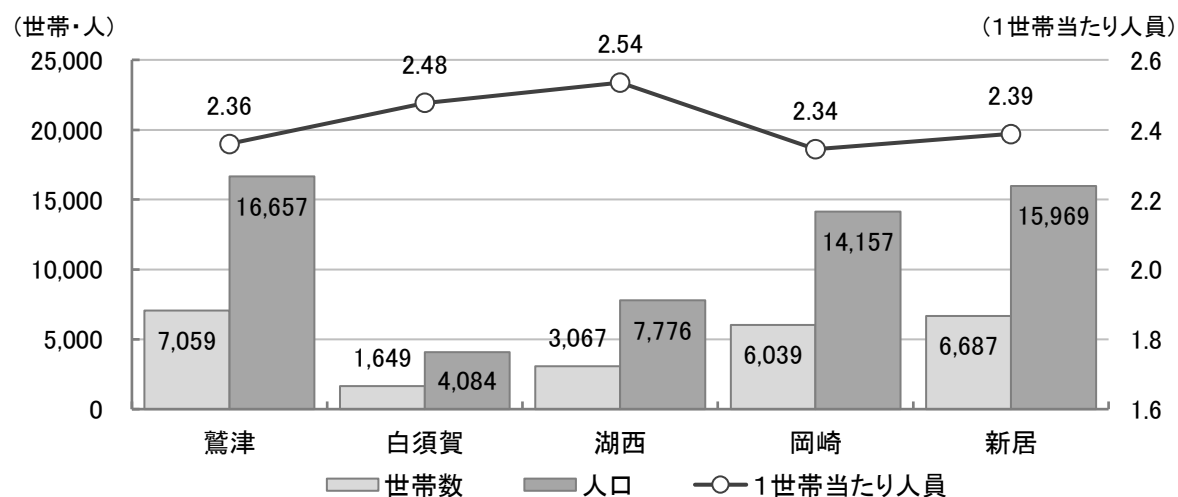
資料：湖西市統計書

(6) 中学校区別の状況

中学校区別の人口と世帯数は、鷺津中学校区で 16,657 人、7,059 世帯と、最も多くなっています。1 世帯当たり人員は、湖西中学校区が 2.54 人と最も多くなっています。

中学校区別年齢 3 区分別人口割合は、65 歳以上では湖西中学校区が 37.6%と最も高く、次いで白須賀中学校区が 33.2%となっています。

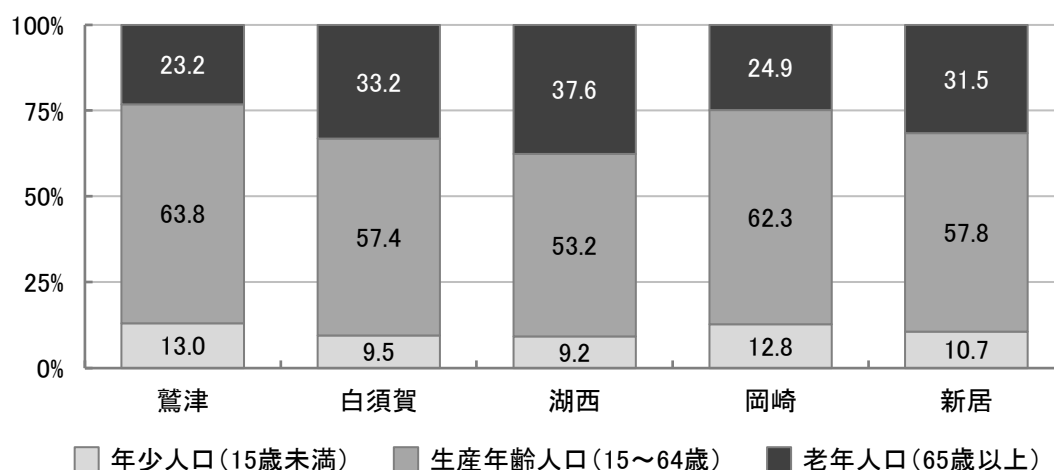
■中学校区別世帯数・1 世帯当たり人員数



時点：2021 年 12 月 31 日現在

資料：地域福祉課

■中学校区別年齢 3 区分別人口割合



時点：2021 年 12 月 31 日現在

資料：地域福祉課

2 アンケートからみる湖西市の状況

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、住民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施しました。

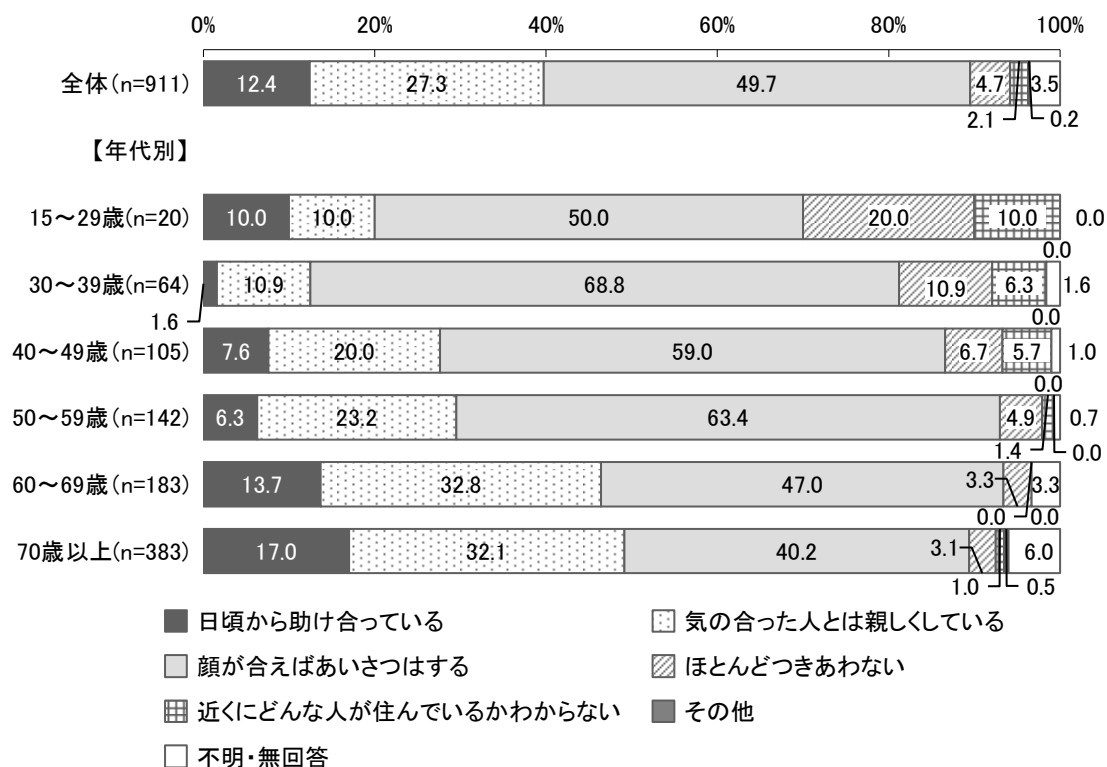
■調査に関する事項

項目	対象者
対象者	15 歳以上の市民から無作為に抽出した 2,000 人
調査期間	2021 年 9 月 16 日～9 月 30 日
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収結果	有効回収数：911 件 有効回収率：45.6%

(2) 調査結果の概要

①近所付き合いの程度(単数回答)

全体で、「顔が合えばあいさつはする」が 49.7%で最も高く、次いで「気の合った人とは親しくしている」が 27.3%、「日頃から助け合っている」が 12.4%となっています。年代によって付き合いの程度の違いがみられ、特に若年層で地域のつながりが希薄化していることがうかがえます。



②近所付き合いの満足度（単数回答）

○『満足している』…「満足している」「まあまあ満足している」を合算

○『満足していない』…「あまり満足していない」「満足していない」を合算

『満足している』が「日頃から助け合っている」方は 83.1%、「気の合った人とは親しくしている」方は 72.7%と、近所付き合いの程度が濃いほど満足の度合いは高くなっています。

（単位：％）

区分	n=	満足していない	あまり満足していない	ふつう	まあまあ満足している	満足している
日頃から助け合っている	113	0.0	2.7	12.4	38.9	44.2
気の合った人とは親しくしている	249	0.0	1.2	26.1	57.4	15.3
顔が合えばあいさつはする	453	0.2	6.0	62.9	23.2	7.5
ほとんどつきあわない	43	4.7	14.0	62.8	11.6	7.0
近くにどんな人が住んでいるかわからない	19	21.1	10.5	57.9	5.3	5.3

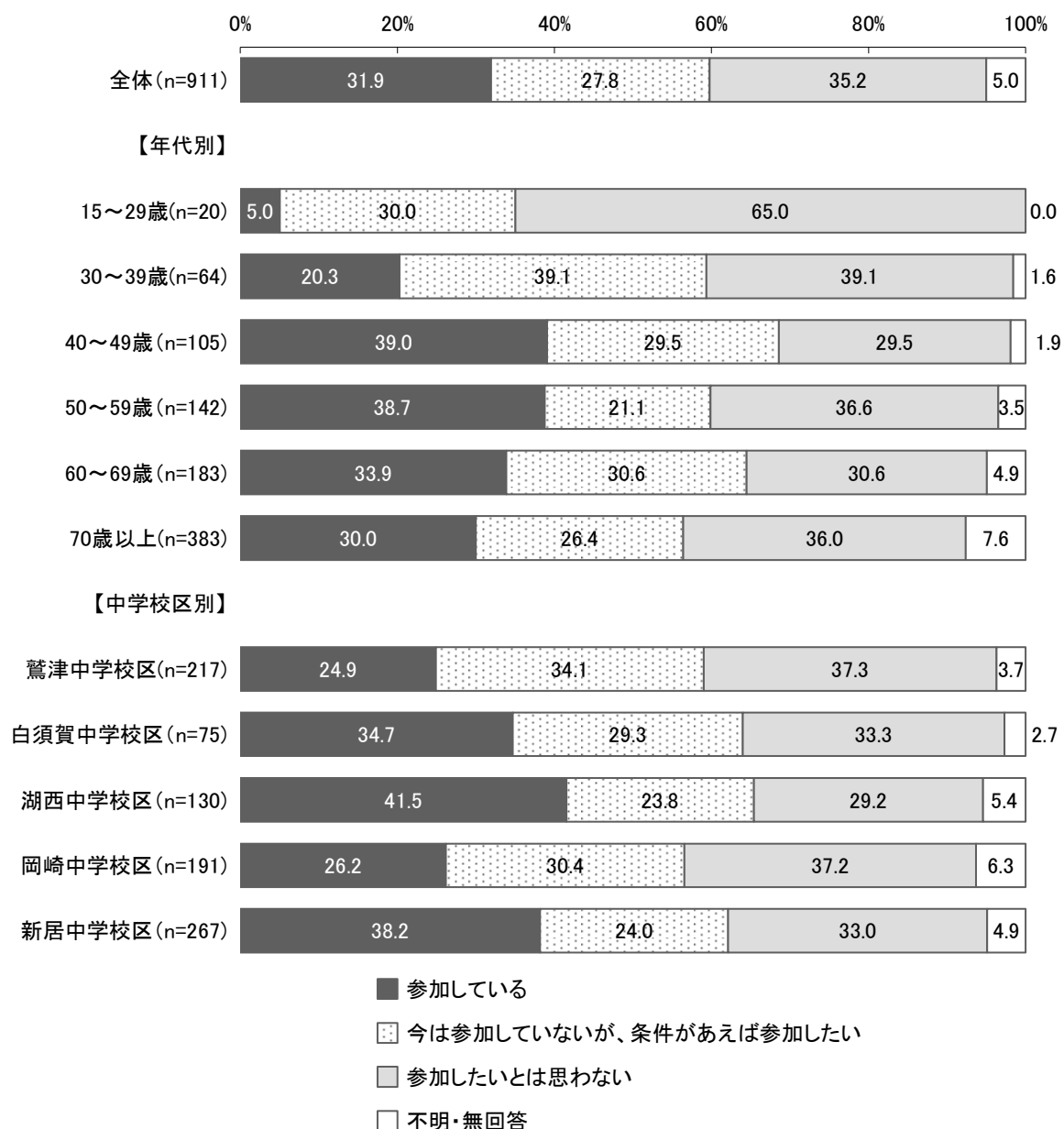
※ご回答いただいた選択肢のみ表示しています。

③地域活動やボランティア活動の参加状況（単数回答）

全体で、「参加している」が31.9%、「今は参加していないが、条件があれば参加したい」が27.8%、「参加したいとは思わない」が35.2%となっています。

年代別でみると、39歳以下では「参加している」割合が低く、若い世代の活動が低調なことがうかがえます。

中学校区別でみると、湖西中学校区、新居中学校区で「参加している」が4割前後と他の中学校区と比べて高くなっており、中学校区ごとに地域活動の差がみられます。



④地域活動に参加したいと思わない理由（複数回答）（上位5位）

40代までは「関心がない」が、50歳以上では「体力的に自信がない」も多い傾向がみられます。ライフスタイル・ライフステージに合わせた地域参加の在り方を考える必要があります。

（単位：％）

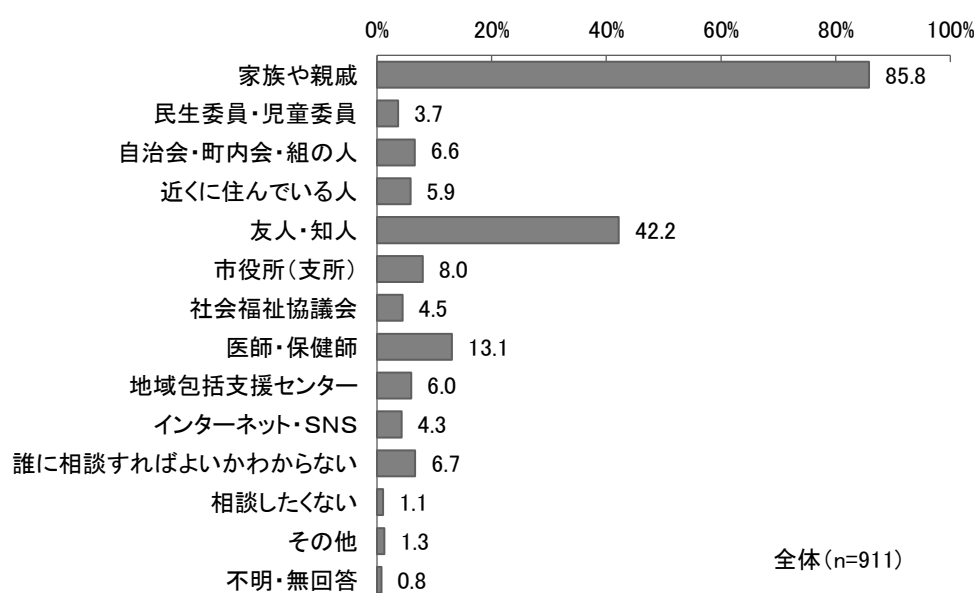
15～29歳(n=13)		30～39歳(n=25)		40～49歳(n=31)	
自分のことで精一杯	61.5	忙しくて時間がない	56.0	自分のことで精一杯	67.7
忙しくて時間がない	53.8	自分のことで精一杯	48.0	忙しくて時間がない	38.7
関心がない	53.8	関心がない	40.0	関心がない	25.8
新型コロナウイルス感染症対策のため	46.2	新型コロナウイルス感染症対策のため	28.0	参加するきっかけがない	22.6
参加するきっかけがない	30.8	体力的に自信がない	16.0	体力的に自信がない	19.4

50～59歳(n=52)		60～69歳(n=56)		70歳以上(n=138)	
自分のことで精一杯	46.2	自分のことで精一杯	51.8	体力的に自信がない	55.1
忙しくて時間がない	40.4	体力的に自信がない	51.8	自分のことで精一杯	52.9
体力的に自信がない	28.8	忙しくて時間がない	19.6	とくに理由はない	17.4
新型コロナウイルス感染症対策のため	25.0	とくに理由はない	14.3	忙しくて時間がない	12.3
一人で参加する勇気がない	17.3	一人で参加する勇気がない	12.5	自分がやりたい活動がない	8.0

⑤困った時の相談先（複数回答）

全体で、「家族や親戚」が85.8%で最も高く、次いで「友人・知人」が42.2%、「医師・保健師」が13.1%となっています。

「誰に相談すればよいかわからない」が6.7%「相談したくない」が1.1%となっており、相談先について、誰でも気軽に相談できる環境づくりと周知が必要です。



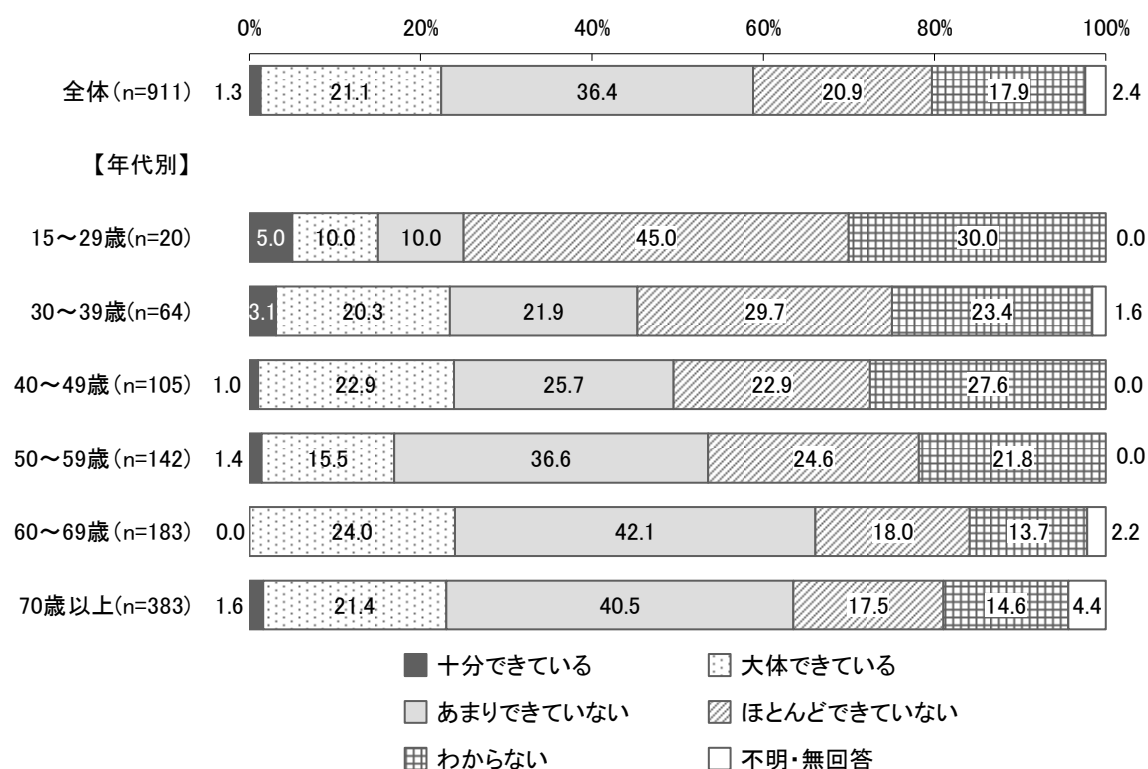
⑥必要な福祉サービス情報の入手状況（単数回答）

○『できている』…「十分できている」「大体できている」を合算

○『できていない』…「あまりできていない」「ほとんどできていない」を合算

全体で、『できている』が 22.4%、『できていない』が 57.3%、「わからない」が 17.9%となっています。

年代別でみると、15～29 歳、50～59 歳で『できている』が 10%台にとどまっています。また、50 歳以上で『できていない』が 6 割前後と、他の年代と比べて高くなっています。



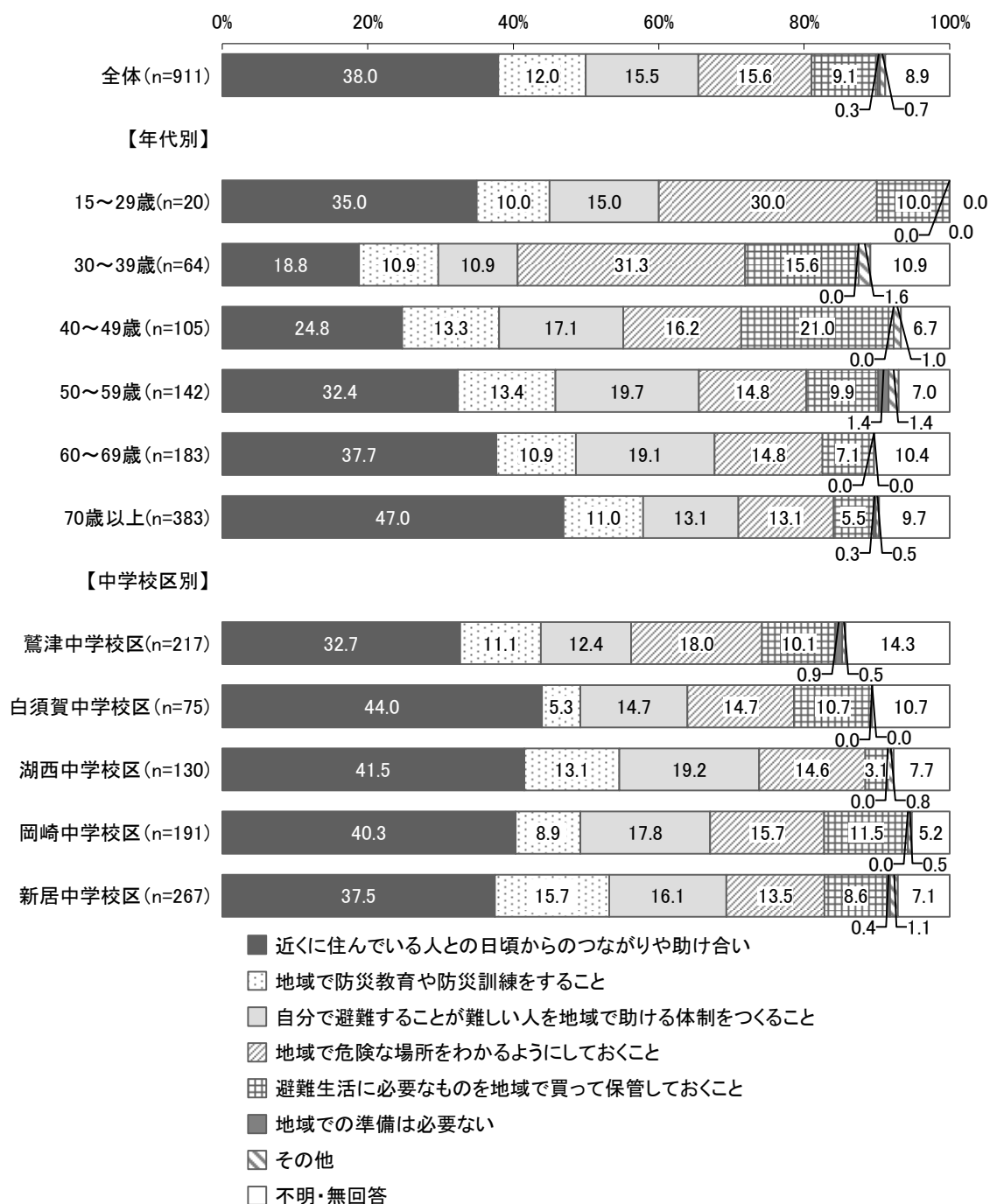
⑦災害時の対応について

全体で、「近くに住んでいる人との日頃からのつながりや助け合い」が38.0%で最も高く、次いで「地域で危険な場所をわかるようにしておくこと」が15.6%、「自分で避難することが難しい人を地域で助ける体制をつくること」が15.5%となっています。

年代別でみると、30～39歳で「近くに住んでいる人との日頃からのつながりや助け合い」が18.8%と、他の年代と比べて低くなっています。

中学校区別でみると、湖西中学校区で「自分で避難することが難しい人を地域で助ける体制をつくること」が19.2%と、他の中学校区と比べて高くなっています。

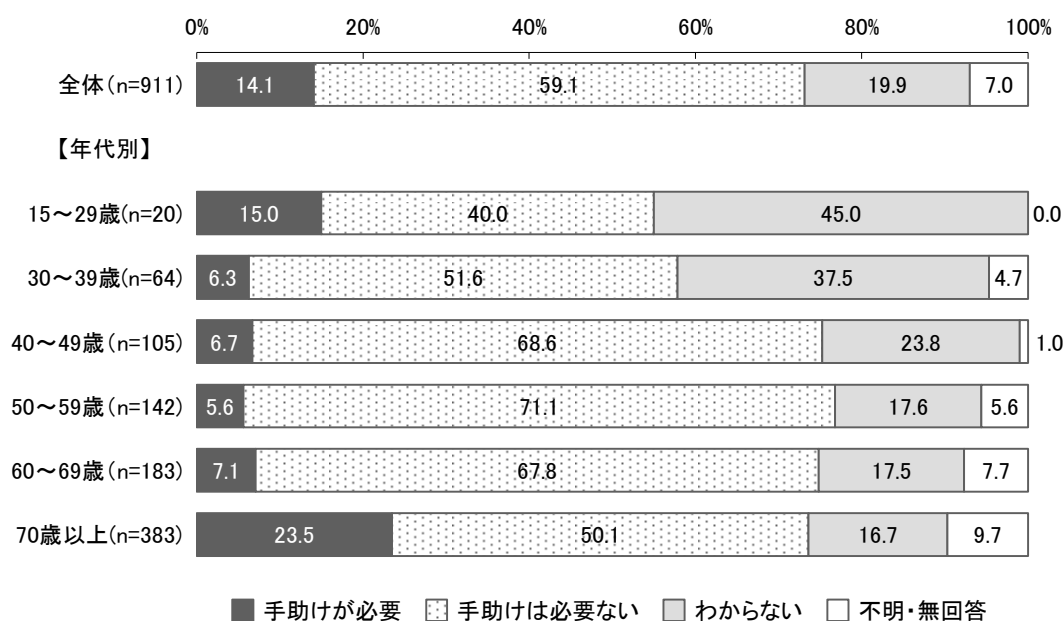
■災害時の必要な準備（単数回答）



■災害時の手助けの必要性（単数回答）

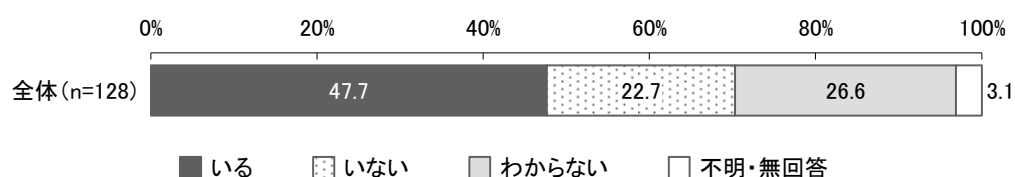
全体で、「手助けが必要」が 14.1%、「手助けは必要ない」が 59.1%、「わからない」が 19.9%となっています。

年代別でみると、「手助けが必要」が 70 歳以上で 23.5%、15～29 歳で 15.0%と、他の年代と比べて高くなっています。なお、他の年代においても「手助けが必要」が一定数いることから、高齢者を中心とした支援が必要です。



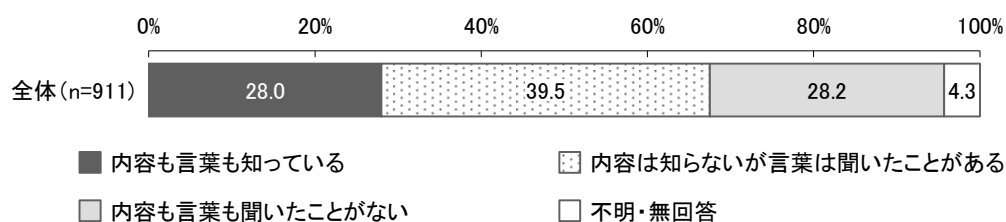
■手助けが必要な人のうち、避難所や避難場所に行くのを手伝ってもらえる人の有無（単数回答）

全体で、「いる」が 47.7%、「いない」が 22.7%、「わからない」が 26.6%となっています。また、手助けが必要な方のうち、避難を手伝ってくれる人が「いない」「わからない」方が 49.3%となっており、早急な支援体制の整備が必要です。



⑧成年後見制度の認知度(単数回答)

全体で、「内容も言葉も知っている」が28.0%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が39.5%、「内容も言葉も聞いたことがない」が28.2%となっています。「内容も言葉も知っている」は約3人に1人とどまっていることから、広報や各種相談窓口等での周知・啓発を充実させ、必要な時に選択肢の一つとして活用できるよう、制度の認知度の向上を図る必要があります。

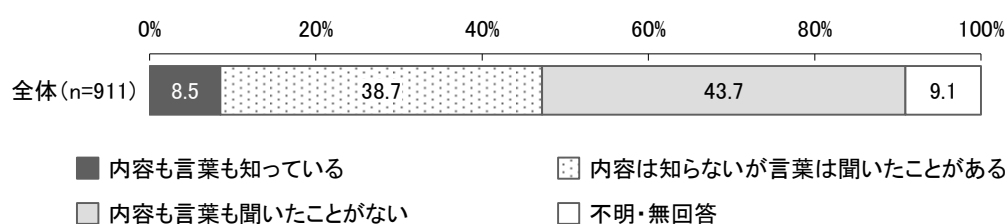


⑨再犯防止の用語の認知度

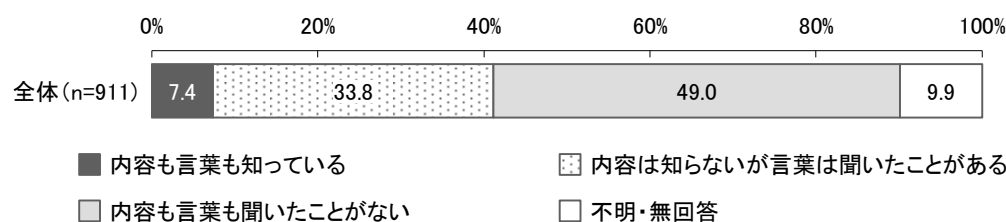
全体で、「社会を明るくする運動」について、「内容も言葉も知っている」が8.5%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が38.7%、「内容も言葉も聞いたことがない」が43.7%となっています。

全体で、再犯防止啓発月間について、「内容も言葉も知っている」が7.4%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が33.8%、「内容も言葉も聞いたことがない」が49.0%となっています。再犯防止について広報・啓発していく必要があります。

■社会を明るくする運動 (単数回答)



■再犯防止啓発月間 (単数回答)



3 関係団体アンケートからみる湖西市の状況

(1) 調査の概要

地域福祉に関わる専門機関やボランティア団体を対象に、本市における地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性等をお聞きし、本計画の策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

項目	対象者
対象者	湖西市内で活動する専門機関（4団体） 湖西市内で活動するボランティア団体（15団体）
調査期間	2021年9月27日～10月22日
調査方法	調査票の配布・回収 (専門機関：電子メール、ボランティア団体：郵送)

(2) 専門機関アンケート調査結果の概要（抜粋）

①連携を取りたいと考える団体・組織（記述回答）

- 障がい関係の団体
- 社会福祉協議会
- 地域の医療機関（総合病院）
- 自治会
- 身元引受人などの対応をしてくれる団体
(NPO法人きずなの会、NPO法人タスカル)
- (※すでに関わりを持っているが継続して必要時に依頼をしたい)
- 市役所
- 福祉活動団体
- 病院 等

②他の団体や地域組織と連携する場合にあるとよいと考える仕組み、連携をとる上での課題など（記述回答）

- 自治会の集まりなどに参加し、情報共有して有事の際に協力できる体制
- 形だけの会議ではなく、顔の見える関係づくりをしていくことが重要
- 課題解決を進める場で、十分な意見交換ができる人で話し合い、実践することが必要
- 継続的な関係を保つことが必要

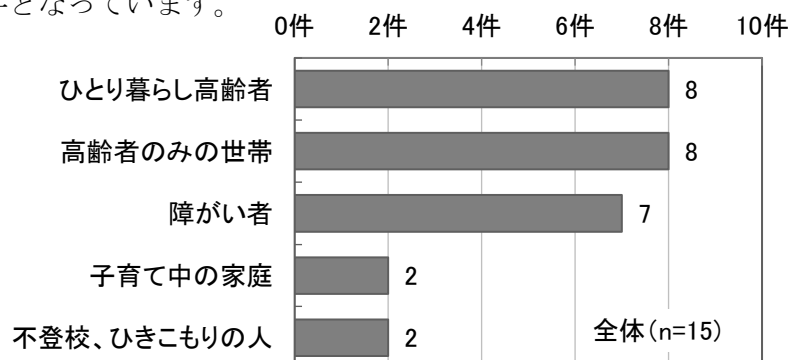
③「断らない相談支援」を実現するため、相談支援体制の整備や人材育成、情報共有等において必要と考える取組（記述回答）

- 虐待や緊急時の仕組みや保護の流れなど、仕組み化、マニュアル化しておく必要がある
- 体制整備や人材育成において、新人教育や必要な研修会の開催が必要
- ケアマネジャーや地域包括職員が相談しやすい体制づくり

(3) ボランティア団体アンケート調査結果の概要（抜粋）

①団体が活動を進める中で、これから特に支援が必要だと思う対象（複数回答） （上位5位）

「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」がそれぞれ8件と最も多く、次いで「障がい者」が7件となっています。

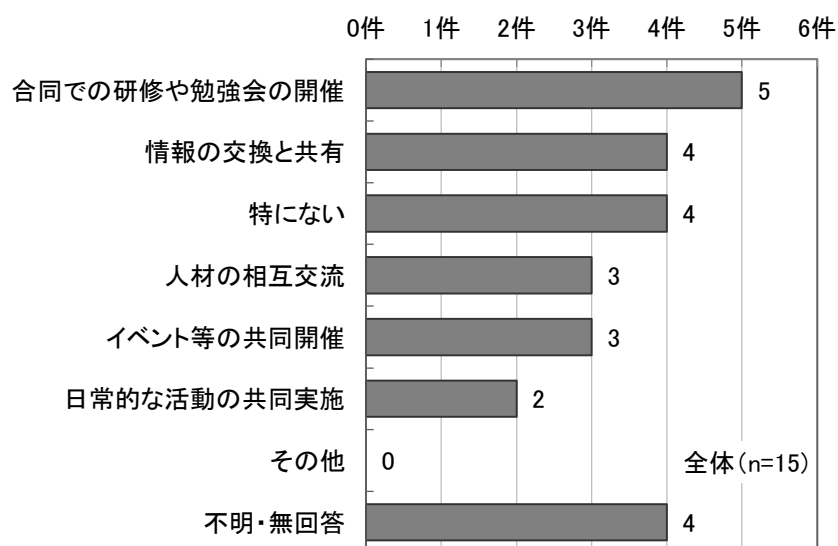


②団体が活動を進める上で、課題となっていること（記述回答）

団体が活動を進める上で、課題となっていることについて、会員数の減少、新規加入者がいないことなどが多くなっています。会員の高齢化も会員数減少の要因とみられます。また、コロナ禍での開催についての課題も挙げられています。

③他の団体等と連携する場合、希望する内容（複数回答）

「合同での研修や勉強会の開催」が5件と最も多く、次いで「情報の交換と共有」が4件となっています。



4 地域懇談会からの意見

(1) 実施概要

地域住民・活動主体者を対象に、地域での困り事や課題、その解決策について話し合ってもらい、今後の施策検討における資料として活用することと、今後の地域福祉活動のきっかけづくりにつなげていくことを目的として、地域懇談会を開催しました。

■地域懇談会の実施概要

日程	開催中学校区	場所
10月 7日（金）13：30～15：00	湖西中学校区	北部・講座室
10月14日（金）13：30～15：00	岡崎中学校区	西部・講座室
10月24日（月）13：30～15：00	鷺津中学校区	おぼと・研修室
10月28日（金）13：30～15：00	新居中学校区・白須賀中学校区	新居・ホール

(2) 主な意見

※文末の（ ）内表記は意見があった中学校区名

区分	内容
防災	・若年層が参加しやすい環境をつくる。(湖西) ・イベントや行事がコロナにより減少した。短時間でも良いので行ってみてはどうか。(湖西) ・防災に意識を持ってもらい、自治会の必要性を知ってもらう。(岡崎) ・災害時に人とのつながりが大切だということを外国の方にも伝える。(新居)
防犯	・町内で子どもから大人まで含めた防犯活動。(新居)
イベント	・対象を定めず、誰でも参加できる行事を増やす。(湖西) ・地区にこだわらず行事をする。(湖西) ・認知症カフェの開催（参加自由）。(湖西) ・人と人とのつながりを深めるために、地域イベントへの積極的参加を促す。(湖西) ・参加しやすい行事を考え、参加を呼び掛ける。(湖西) ・参加すると参加賞がもらえたりするようにしてみる。(岡崎) ・地域ごとの運動会。(湖西) ・公園や広場で定期的に大人も子どもも参加できるマルシェや楽しい活動を開催する。(鷺津) ・イベント（サロンや運動会）に中高生が参加する機会を設ける。(鷺津) ・地域の祭りに中学生、高校生を呼ぶ。(部活動)(鷺津) ・スタッフがやって楽しい活動にする。(鷺津) ・1軒1軒まわってイベントへの誘いの声掛けをする。(新居) ・地域の祭りの再開、何か集まれる場をつくる。(新居) ・地域社会を強めるお祭り、盆踊り、運動会等に力を入れる。(白須賀)

区分	内容
見守り	・コロナにより減少した結果、人と人とのつながり、交流も減少した。少人数でも参加できるような取組。(湖西) ・朝、夕の登下校見守り運動。(湖西) ・高齢化で自治会をぬけた人が増えているが、情報が届かなくなることが心配。(岡崎) ・近所の障がい者、高齢者の見守りを組単位でできたら良いのでは。(鷺津)
つながり	・地域のつながりの方法、大切さを知ってもらう。(湖西) ・地域の草刈りなどの行事の際に話す機会を持つ。(鷺津) ・民生委員や町内の人達が困り事を聞いたら、相談できるようにつながりをつくっておく。(新居) ・公民館の掃除などの行動も地域の顔見知りをつくることにつながる。(新居) ・外国の人を入れる話合いの場をつくる。(新居)
居場所・交流	・気軽に集まれる場所(おとなり同士が縁側でおしゃべりするような所)が増えると良い。(湖西) ・いきいきサロンにもっと男性の参加を促す。(岡崎) ・子どもたちとの交流がしたい。(岡崎) ・子ども、老人食堂の開催。(岡崎) ・ひきこもりの高齢者をおしゃべりサロンに誘い、参加させたい。個別訪問して、誘いかけてくれる人、グループをつくってもらえれば。(岡崎) ・少人数でも集まれるような場所を各地区に。(岡崎) ・出かけて話すことが楽しいことを伝えていく(食事、飲み物付き)。(岡崎) ・楽しく集まれる場をつくる「運動会」。(岡崎) ・子どもから高齢者まで集まる機会をつくる。(岡崎) ・学校行事で高齢者と話す機会をつくる。(岡崎) ・高齢者と子どもの交流の場をつくる。(岡崎) ・不登校気味の子たちのための、活動に参加したら出席扱いになる制度づくり。(鷺津) ・フリースクールをつくる。(鷺津) ・居場所やサロンを周知して若い方と高齢者のつながりをつくる。(鷺津) ・子ども(孫世代、ひ孫世代)をサロンに呼ぶ。(鷺津) ・子ども食堂をつくってほしい。“必要です”湖西市で2件は少なすぎる。(鷺津) ・公民館の開放。(新居) ・公園を活用。自由に行きやすくする。(新居) ・サロンの在り方について。経験者グループと初任者から数回の人達のグループを分け、1年後とか時をみて合同化。(新居) ・高齢者の方の集まる場をつくる。安否確認にもなる。(白須賀) ・いきいきサロンは小さなグループでやれば、皆様集まりやすいと思う。(白須賀)
買い物支援	・カフェ等開催時に買い物ツアーを行う(希望者のみ)。(湖西) ・定期的に地区から駅や病院、スーパーを一回りして帰ってくる車を確保する。(湖西) ・自治会も関わって、とくし丸のような移動スーパーを広める。(鷺津) ・移動販売を活用して隣近所と交流する。(白須賀)

区分	内容
情報発信	・若い世代にはネットサービスの環境の整備が必要。(湖西) ・高齢者、学校、団体、企業、会社、担い手が必要なことを知る学習会の機会をつくる。(岡崎) ・民生委員や自治会等の役員をもっと周知する→広報等で周知があれば顔と名前など周知できれば近所の方から役員の方に声を掛けやすくなる。(白須賀)
子育て支援	・子育てしやすいまち、産婦人科の誘致。(湖西) ・安心して子どもを産むために湖西病院の産婦人科を再開してほしい。(鷺津)
環境整備	・登下校の道が明るいところになると良い。(湖西) ・地域の良いところ(安全)、悪いところ(危険)を言える場、聞ける場の提供。(湖西)
成年後見権利擁護	・成年後見制度についての研修や勉強会を開催する。(湖西) ・エンディングノートを活用して、本人の意向がわかるようにする。(湖西) ・認知症などになる前の方、元気な方にもPR。(湖西) ・元気なうちに、家族とよく話し合う。(湖西)
再犯防止	・企業が門を開く。(湖西) ・青少年の犯罪防止として居場所の必要性。(新居) ・日頃の付き合い。相談にのってあげること等が大切。(新居)
地域の支え合い	・地域の中で支援を必要とする人がどこに住み、何を必要としているかを知る。(湖西) ・地域マップを広めると良い。(湖西) ・困り事BOXの設置。(湖西) ・困っている人を助けるとチケットがもらえ、チケットをもらった人も利益となるチケット制の導入。(鷺津) ・フードバンクの充実と配付。食料品だけでなく日用品も寄附を募りたい。配付ルートもつくって利用してもらいたい。(鷺津)
移動支援	・南上の原で行っている移動支援サービスをもっと広められると良い。(湖西)
高齢者活躍	・元気な高齢者が活躍できる場をつくる。(岡崎) ・高齢だからできないと決めつけず、高齢だから知っていることを発表する場所をつくる。(岡崎)
相談窓口	・地域ごとに相談できる窓口があると良い。(岡崎) ・気軽に使いやすく、サービスを利用しやすい窓口を増やす。(湖西) ・相談できる場所をまず一本化。(鷺津) ・窓口の一本化を支える組織づくり。(鷺津)
連携	・自治会、民生委員、老人クラブ等の連携関係の取組の充実化。(岡崎) ・自治会、老人会、民生委員の合同の会合をする。(岡崎) ・自治会や民生委員の連携を強化。もう少し話合いの場があって良いのでは。(鷺津) ・異団体同士で交流深め、補完し合う。(白須賀) ・町内で困り事や問題を細かいところまで話し合える場をつくる。(白須賀) ・子ども会と連携。(白須賀)

区分	内容
孤立対策	・「孤立への支援」ひきこもりへの対応は一人で行わず多くの人で行う。（岡崎） ・個人情報に関して自治会の規約の見直しが必要。（岡崎）
人材	・キーパーソンとなる人材の発掘。（鷺津） ・ボランティアを募り、ボランティアした人にポイントがたまる仕組みをつくる。（鷺津） ・ボランティアできる人。人材バンク。活動参加ごとにポイントがもらえる仕組みをつくる。（鷺津） ・ボランティア活動のリーダー養成。イベント開催、サークル立ち上げ、サロン主催。（鷺津） ・役がなくても若い人にもどんどん参加してもらえるようにする。（鷺津） ・働きながら地域の活動で参加できるような仕組み。（鷺津） ・ボランティアの待遇改善。（鷺津） ・あて職でなく、自発的な人を見つける！（白須賀）

第3章 計画の基本構想

1 計画の基本理念

「第3次湖西市地域福祉計画」及び「第4次湖西市地域福祉活動計画」では、「ふれあいあふれる、はつらつとしたまち」を基本理念として設定してきました。本計画では、2020年度に策定した総合計画の将来像や、地域包括ケアシステムの構築を目指し、国で示す地域共生社会の実現に向けた方向性を踏まえるとともに、本市における現状・課題や住民意見を反映し、基本理念を「誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会」とします。

誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会

2 計画の基本目標

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

地域福祉を推進するには、地域課題を身近なものとしてとらえ、地域で支え合える関係性を構築することが不可欠です。近年の地域の関係性の希薄化も踏まえ、多様な手法によって地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、様々な交流機会の提供を図ります。

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

地域における支え合い活動の推進を図るため、地域組織の活動支援、担い手の確保・育成に努めます。また、複合化、複雑化した地域生活課題を解決するため、地域福祉を進める機関等と連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

基本目標3 人にやさしい環境づくり

誰もが地域で安心して暮らすことができるように、福祉サービスの提供体制の強化や、あらゆる面でユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみで防災、防犯体制に取り組む施策を推進します。また、虐待や意思決定が難しい人への支援等の権利擁護の推進に取り組みます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策
『誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会』	1 地域福祉意識の醸成と交流の推進	(1) 地域福祉に関する意識の醸成    	① 地域福祉に関する情報発信 ② イベント等の開催 ③ 学習機会の提供 ④ 交流を通じた実践的な福祉教育
	2 地域で支え合う仕組みづくり	(1) 地域における支え合い活動の推進   (2) 地域福祉を担う人材の育成   (3) サービスを利用しやすい体制の整備    	① 見守り、支え合いの体制づくり ② 地区社協活動の活性化 ③ 関係機関、団体間の連携 ④ 地域づくりの基盤整備 ① ボランティア活動の活性化 ② 地域組織の活性化 ③ 福祉に関わる担い手育成 ① 包括的な相談体制の整備 ② 福祉に係る情報提供体制の充実
	3 人にやさしい環境づくり	(1) 福祉サービスの充実      (2) 権利擁護の推進 成年後見制度利用促進計画      (3) 再犯防止の推進 地方再犯防止推進計画      (4) 安心して暮らせる環境の整備      	① 生活支援サービスの充実 ② 様々な課題を抱える人への支援 ① 成年後見制度の利用促進 ② 権利擁護等に関する事業の推進 ① 再犯防止に向けた支援と体制構築 ① 防犯活動の推進 ② 防災活動の推進 ③ ユニバーサルデザインのまちづくり ④ 多様性を受け入れられる意識づくり

4 重点施策

本計画期間の中で特に力を入れていく項目として、基本目標を横断的にとらえながら重点施策を設定します。重層的支援体制の整備を視野に入れ、包括的な相談支援体制の整備、地域づくりに向けた支援に取り組めます。

(1) 包括的な相談支援体制の整備

本市では、これまでも各分野の相談窓口での対応や支援事業を行ってきました。しかし、近年、8050 問題やヤングケアラー等の複合的な課題や、制度のはざまに必要な支援が届いていない人が増加しています。こうした問題に対応するため、関係機関で連携をとりながら、属性や世代、相談内容にかかわらず、相談から支援まで包括的に対応できる体制の構築に向けて取り組めます。

●関連する施策

- 2-(1)-③ 関係機関、団体間の連携
- 2-(3)-① 包括的な相談体制の整備
- 3-(1)-① 生活支援サービスの充実
- 3-(1)-② 様々な課題を抱える人への支援

(2) 地域づくりに向けた支援

地域では、町内会やボランティアによる地域行事やサロン等、地域で集まる場がつけられています。しかし、活動者の高齢化による担い手不足、参加者の減少等が課題となっています。世代や属性を超えて誰もが参加しやすい場づくりや、地域活動を担う人材育成を支援する体制を強化します。

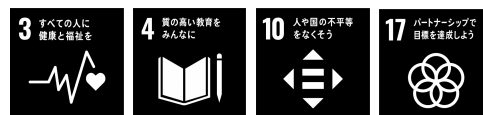
●関連する施策

- 1-(2)-② 多様な居場所づくり
- 2-(1)-① 見守り、支え合いの体制づくり
- 2-(1)-② 地区社協活動の活性化
- 2-(1)-③ 関係機関、団体間の連携
- 2-(2)-① ボランティア活動の活性化
- 2-(2)-③ 福祉に関わる担い手育成

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

(1) 地域福祉に関する意識の醸成



少子高齢化や世帯規模の縮小、働き方や価値観の多様化により、地域におけるつながりが希薄化し、地域の担い手の減少が見込まれます。地域福祉の担い手を確保するためには、地域福祉に関する意識を醸成していくことが必要です。

●現状と課題

- 本市と社協ではウェブサイトのリニューアルするとともにSNS発信を開始するなど、情報発信の充実に努めました。しかし、情報ツールが多様化する中、年代等に応じた発信の工夫が求められます。
- 地域福祉に関する講座、イベント開催や、学校において福祉教育を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止やオンラインに切り替える場合があります。今後の状況を鑑み、オンラインでの開催方法を継続して検討する必要があります。
- アンケート調査において、地域活動やボランティア活動に参加している人は31.9%となっており、前回調査と比べて変化はみられません。

●施策の方向性

- 地域福祉に関する広報・啓発活動の充実や地域福祉活動への参加促進を通じて、地域福祉に関する意識を醸成していきます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 地域福祉の学習機会をつくりましょう。
- 隣近所の人と積極的にあいさつをしましょう。
- SNSなども活用して情報を入手しましょう。
- 地域の行事や福祉講演会などに積極的に参加しましょう。

【市・社協の取組】

①地域福祉に関する情報発信

【社協】

No.	取組内容	主な事業
1	社協の機関紙として「社協だより」を全戸に配布し、福祉情報を提供します。また、リアルタイムな情報発信を行うため、若者や子育て世代が抵抗なく使えるSNS（Facebook、Twitter 等）を活用した運用について検討を行います。	○社協だよりの発行 ○ウェブサイトの運営 ○SNSを使った情報発信の検討

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
2	広報紙やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティア活動に関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報紙・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	地域福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課 スポーツ・生涯学習課 市民課

②イベント等の開催

【社協】

No.	取組内容	主な事業
3	福祉に対する尽力者を顕彰するとともに福祉講演会の開催等により、地域づくりについて考える機会を設け、福祉活動への参加促進を図ります。	○社会福祉大会、ふれあい広場の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	スポーツ・生涯学習課 地域福祉課

③学習機会の提供

【社協】

No.	取組内容	主な事業
5	職員による出前講座を開催し、社協事業の理解や地域福祉活動に対する理解と参加促進を図ります。	○社協出前講座（こふくちゃん講座）の開催

④交流を通じた実践的な福祉教育

【社協】

No.	取組内容	主な事業
6	市内全 14 校を福祉教育実践校に指定し、将来を担う児童・生徒に、地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、地域との交流を図ります。	○福祉教育実践校での福祉教育

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○市内小中学校等での人権教室等の実施	地域福祉課
		○地域住民がボランティアとして学校活動を支援する「学校支援地域本部」の設置 ○「わくわく子ども教室」の開催 ○「明湖会」「子ども会」等による世代間交流	スポーツ・生涯学習課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027 年度)
社協出前講座（こふくちゃん講座）の受講者数 《社協》	459 人	500 人

(2) 地域における交流活動の推進



地域に暮らす誰もが、支え合って生活していくためには、日頃から近所でのあいさつや声掛け等ができる顔の見える関係づくりが必要です。また、核家族化や単身世帯の増加により、世代間の交流も減少しています。地域の行事やイベント等を通じて地域住民のふれあいや交流を活発にし、地域のつながりを深めていく必要があります。

●現状と課題

- アンケート調査では、近くに住んでいる人とのお付き合いの状況は、「顔が合えばあいさつはする」が最も高くなっています。一方で、近くに住んでいる人の付き合いの満足度は、近所付き合いの程度が濃いほど高くなっています。
- アンケート調査では、地域で年齢や国籍、文化等が違う様々な人が生活していくために大切なこととして「あいさつや会話をすること」が最も高くなっています。本市では、地域、学校、関係団体と連携をとり、あいさつ運動や声掛け運動を推進しています。今後もこの取組を継続することが重要です。

●施策の方向性

- 多様な集いの場の整備やあいさつ運動の実施等、交流機会を通し、住民同士の関係づくりにつなげます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 子どもから高齢者まで、外国人市民等、誰もが気軽に集まれる場所を増やしましょう。
- 参加しやすいイベントや繰り返し参加したくなるイベントを開催しましょう。
- 子どもや中高生、高齢者、外国人市民等、様々な人が交流できるイベントを開催しましょう。
- 近所の人を誘ってイベントに参加しましょう。

【市・社協の取組】

①日常的なつながり促進

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○防犯まちづくり会議によるあいさつ運動の実施	危機管理課
		○学校・子ども会・青少年補導員による、県主催「地域の青少年声掛け運動」の推進	スポーツ・生涯学習課
		○各学校の児童・生徒、教職員によるあいさつ運動の実施	学校教育課
		○保護司会、更生保護女性会のあいさつ運動の活動支援	地域福祉課

②多様な居場所づくり

【社協】

No.	取組内容	主な事業
9	地区社協が中心となって、地域の人たちが楽しく交流しながら仲間づくりや生きがいをづくりを行うことにより、地域からの孤立、心身の機能の低下を防ぐとともに、地域のつながりを深めます。	○ふれあい・いきいきサロンへの助成金の支給等による支援
10	高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、健康体操リーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して「健康体操教室」を開設します。	○健康体操教室の開催 ○健康体操リーダーの養成講座の開催 ○リーダースキルアップ研修の開催
11	地域住民が主体となり、介護・認知症・ひきこもりの予防、子どもの貧困連鎖防止等、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行います。また、居場所の実践者同士の情報共有の場としてネットワーク化を図ります。	○地域の居場所開設支援について講演会の開催 ○地域の居場所開設補助金の支給等による支援

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施	高齢者福祉課
		○地域活動への主体的な参加のための権利意識・参加意識の醸成	地域福祉課
		○幼稚園等への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施	幼児教育課

③アウトリーチによるつながりづくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
13	地域での孤立化回避のため、地域交流による支援を必要とする人の掘り起こしと継続的な訪問を実施します。	○家庭訪問の実施 ○地域とのコーディネートの実施 ○地域活動支援事業の利用促進	地域福祉課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
近所付き合いに満足している人の割合※ 《市》	48.4%	55.0%
地域の居場所開設支援件数 《社協》	0件	5件 (延べ)

※「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査の設問「あなたは、近くに住んでいる人との付き合いに満足していますか。」で『満足している』（「満足している」「まあまあ満足している」の合計）と回答した人の割合

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 地域における支え合い活動の推進



地域福祉を推進するためには、地域の小さな困り事や、支援を必要とする人に気づき、地域で支え合い、助け合いができる環境が必要です。そのためには、行政や社協をはじめ、住民やボランティア団体等、多様な主体が協力して地域づくりを進めることが重要です。

●現状と課題

- アンケート調査では、近くに住んでいる人と「日頃から助け合っている」人は、1割程度となっており、地域でのつながりの希薄化がうかがえます。
- 本市では、認知症ネットワーク（オレンジネットワーク）や認知症サポーター養成の体制を構築し、認知症を含む高齢者を見守る体制を充実させていますが、見守り協力者の確保と体制の周知が必要です。また、民生委員児童委員による継続的な見守り活動を行っていますが、対象が高齢者に偏っているため、幅広い対象への見守り活動が求められます。

●施策の方向性

- 見守り活動のさらなる推進と、関係機関との連携、地域の活動拠点の整備を通じて、地域における支え合い活動の推進をします。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 町内で困り事や問題を話し合える場をつくりましょう。
- 自治会、民生委員児童委員、老人クラブ等の各団体で交流を深め、連携しましょう。
- 子どもの登下校の見守り運動をしましょう。
- 障がい者や高齢者などの見守り活動をしましょう。

【市・社協の取組】

①見守り、支え合いの体制づくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○民生委員児童委員による見守り活動の支援	地域福祉課
		○認知症ネットワーク（オレンジネットワーク）による見守り体制の充実 ○認知症サポーター養成講座の開催 ○地域包括支援センターによる独居高齢者宅への訪問活動 ○生活支援コーディネーターの配置	高齢者福祉課

②地区社協活動の活性化

【社協】

No.	取組内容	主な事業
15	地区社協を中心として、地域の課題を把握・解決し、地域で支え合う体制を整備します。	○地区社協による見守り・声掛け運動
16	各地区社協の情報共有や各種情報提供を行い、活動の充実を図ります。	○地区社協会長会議の開催
17	地区社協の活動強化のため、財政及び活動に対する支援を行います。	○地区社協活動の支援
18	地域福祉推進基礎組織としての地区社協の活動を、地域の人たちに周知するとともに、住民の参加促進を図ります。	○地区社協だよりの発行支援

③関係機関、団体間の連携

【社協】

No.	取組内容	主な事業
19	地域における福祉ニーズや、支援の担い手についての把握と情報共有をするとともに、支え手と受け手双方が活躍できる新しい仕組みを構築します。	○第2層協議体との地域における福祉ニーズの情報共有
20	市内の福祉関係団体との連携を図り、各団体の活動に対し補助金等の支援を行います。	○福祉関係団体への活動補助金の支給等による支援
21	市内社会福祉法人、施設等と社協との連携協働による公益的な取組に向けて働きかけを行います。また、市内社会福祉法人を対象とした勉強会や意見交換の場を設け、ネットワーク化に向けた調整を進めます。	○市内社会福祉法人との連絡会の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○生活支援コーディネーターの設置	高齢者福祉課
		○ファミリー・サポート・センターでの相互援助活動事業	子ども家庭課
		○障害者支援協議会の実施	地域福祉課
		○障がい者団体との情報交換の実施	
23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○相談支援事業所との連絡会の実施	
		○民生委員児童委員定例会等への社協・地区社協の参加	地域福祉課
		○障がい者も含めた地域での支え合い体制の構築	
23		○高齢者の生活支援のためのボランティア等の養成や支え合い体制の構築	高齢者福祉課

④地域づくりの基盤整備

【社協】

No.	取組内容	主な事業
24	共同募金配分金を活用し、地域住民の参加による地域福祉活動に助成を行います。	○地区社協への活動助成金の支給等による支援

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
25	公民館や公会堂等の地域の活動拠点となる施設の整備を支援します。	○公民館等の施設の新設、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の支援	市民課
26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	新居支所 スポーツ・生涯学習課 子ども家庭課 図書館
		○老人福祉センター・はつらつセンターの施設管理と利用促進	高齢者福祉課
27	ふるさと納税により財源を確保し、生活支援の財源に活用します。	○ふるさと納税による財源の確保	文化観光課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
オレンジネットワーク登録者数 《市》	35人	50人
近所の人と日頃から助け合っている人の割合※ 《市》	12.4%	18.0%

※「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査の設問「あなたは近くに住んでいる人と、どのくらいお付き合いしていますか。」で「日頃から助け合っている」と回答した人の割合

(2) 地域福祉を担う人材の育成



行政サービスだけでは多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できなくなっている中、地域福祉を担う人材の発掘及び育成は必要不可欠です。しかしながら、価値観やライフスタイル等の変化により、地域活動に取り組む人は減少しています。

●現状と課題

- アンケート調査では、地域で支え合いや助け合いの活動に参加するためのきっかけとして必要なことは「ボランティア団体など、他の人と一緒に活動する機会があること」が最も多くなっています。また、地域で支え合いや助け合いの活動に参加するための必要な条件として、「自分に合った時間に活動できること」が最も多くなっています。
- 団体アンケート調査では、活動を進める上で課題となっていることとして、団体の構成員の高齢化や、新規加入者がいないことが多く挙げられており、地域の担い手の確保が必要です。

●施策の方向性

- 人材の発掘及び育成、地域貢献活動の啓発を通じて、地域福祉を担う人材の育成を図ります。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 高齢者の持つ知識や技術を活用したボランティア活動を推進しましょう。
- ボランティア活動のリーダーになれる人を発掘しましょう。
- 若い世代や働いている人などが気軽に地域活動に参加できるような仕組みをつくりましょう。
- ボランティア募集のチラシを工夫するなど、積極的に情報発信しましょう。

【市・社協の取組】

①ボランティア活動の活性化

【社協】

No.	取組内容	主な事業
28	市内のボランティアグループ、個人ボランティアが安心して活動ができるよう、助成金等情報提供を行い、ボランティア活動支援を行います。また、ボランティア同士の連携を推進します。	○ボランティア活動室の利用促進 ○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティアに関する情報発信 ○ボランティアネットワークだよりの発行
29	地域の福祉活動を支える重要な財源として大きな役割を果たし、助け合い活動の一環としての共同募金の理念を普及し、市民の参加と理解を得ながら募金運動を推進します。	○赤い羽根共同募金運動の推進 ○歳末たすけあい募金運動の展開

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員の活動支援	地域福祉課
		○市民活動相談・文化の香るまちづくり事業補助金の交付・市民活動センターの施設管理による市民活動支援	市民課
		○ボランティアの活動支援	スポーツ・生涯学習課

②地域組織の活性化

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○自治会への補助金・交付金の交付による活動支援	市民課
		○民生委員児童委員への負担金交付等による活動支援	地域福祉課

③福祉に関わる担い手育成

【社協】

No.	取組内容	主な事業
32	既存ボランティア活動者のスキルアップや、ボランティアに興味のある方等に対するボランティア入門等、地域の福祉活動を担う人材の育成や、ボランティアの質を高めることを目的として各種ボランティア講座を開催します。	○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティア研修会の開催 ○ボランティア体験講座の開催 ○サロンボランティア講座の実施
33	将来の地域福祉を担う人づくりを進めるため、中学生等を対象に、福祉やボランティアに対する理解を深めるための講座を開催します。	○夏休み福祉施設ボランティア体験講座の開催

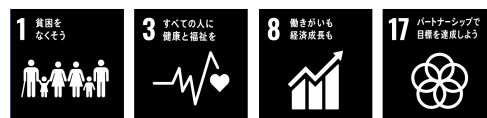
【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○手話講習会、障がい福祉について学ぶボランティア講座の実施	地域福祉課
		○サロンボランティア講座の実施支援	高齢者福祉課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
ボランティア登録者数（団体と個人を合わせた人数） 《社協》	1,192 人	1,500 人

(3) サービスを利用しやすい体制の整備



地域に住む誰もが安心して生活していくためには、日常生活での困り事を気軽に相談できる窓口やどのような分野でも受け止められる相談支援体制が必要です。また近年は、複合化、複雑化した地域生活課題が増加しています。地域福祉を進める様々な機関・団体のネットワークを構築することが重要です。

●現状と課題

- アンケート調査では、必要な福祉サービスの情報を入手できていない人が半数を超えています。また、入手手段については、「市の広報紙やウェブサイト」が最も多く、次いで「自治会の回覧板」が多くなっていますが、年代によって違いがみられるため、多様な手段での情報発信が求められます。
- 地域包括支援センターでは、高齢者の支援体制を整えています。支援が困難な事例が増加しており、相談体制の整備が必要です。

●施策の方向性

- 関係部署の連携強化により、相談者や相談を受けた人を必要な機関につなぐことができるよう、包括的な相談体制の整備を図ります。
- 相談者や相談を受けた人を必要な機関につなぐことができるよう、相談員のアセスメント力の向上を図ります。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 民生委員児童委員や自治会等の役員を地域の人に知ってもらい、声を掛けやすくしましょう。
- 近所で支援が必要な人に気づいたら声掛けをしましょう。
- 民生委員児童委員や町内の人達が困り事を聞いたら、相談できるようにつながりをつくっておきましょう。
- 子どもから高齢者まで、外国人市民等、誰もが気軽に集まれる場所を増やしましょう。

【市・社協の取組】

①包括的な相談体制の整備

【社協】

No.	取組内容	主な事業
35	市民の福祉や生活に関する困り事に対し、関係機関、弁護士や司法書士等と連携・協力し、相談支援を行います。	○弁護士相談の実施 ○司法書士相談の実施 ○福祉なんでも相談の実施

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
36	地区社協や民生委員児童委員等と連携して地域の課題を支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図り、相談しやすい環境を整備します。	○専門職による相談窓口の設置 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力向上支援	地域福祉課
37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○多機関協働体制の構築 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○障がい者相談支援センターの設置	地域福祉課
		○地域包括支援センターでの総合相談窓口設置	高齢者福祉課
		○子ども・子育てに関する総合相談窓口設置	子ども家庭課
		○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用支援	学校教育課
38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○伴走型支援体制の構築	地域福祉課
		○若年者や高齢者の就労支援、内職相談	産業振興課
39	一人一人のニーズにあった支援をするため、アセスメント力の向上を図ります。	○相談員の育成、アセスメント手法の統一化	地域福祉課

②福祉に係る情報提供体制の充実

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
40	広報紙、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。 高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信	地域福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課
		○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	地域福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課 市民課 秘書広報課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
必要な福祉サービスの情報を入手できている人の割合※ 《市》	22.4%	30.0%
アセスメント力向上のための研修の開催回数（2023年度から累計） 《市》	0回	5回 (延べ)

※「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査の設問「あなたは自分にとって必要な福祉サービスの情報をどのくらい手に入れることができていると思いますか。」で『できている』（「十分できている」「大体できている」を合算）と回答した人の割合

基本目標3 人にやさしい環境づくり

(1) 福祉サービスの充実



住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、生活支援サービスをはじめとした福祉サービスの充実が必要不可欠です。近年、8050 問題やヤングケアラー、ダブルケアラー等、現在の縦割りの制度では対応が困難なケースが増えています。

また、近年の地域のつながりの希薄化により、ひきこもりや生活困窮等、支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人が増加しているため、早期発見・早期対応ができる支援体制が求められます。

●現状と課題

- アンケート調査では、困った時の相談相手は「家族や親戚」が最も高くなっていますが、「誰に相談すればよいかわからない」人が 6.7%と一定数みられます。また、民生委員児童委員の活動内容について知らない人が約 4 割程度みられます。民生委員児童委員の役割を周知するとともに、身近な場で相談できない人を把握し、支援につなげる仕組みづくりが重要です。
- 本市と社協では、ウェブサイトや広報紙等で各種制度の紹介を行っていますが、支援を必要とする人のサービス利用につながっていない状況です。

●施策の方向性

- 事業所や関係機関と連携し、福祉サービスの質の確保を図ります。また、支援が必要な人に対し、アウトリーチ等の体制を整備し、支援が必要な人への対応を強化します。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 地域で支援を必要としている人を把握しましょう。
- 地域で買い物やサロンの送迎など移動支援を行いましょう。
- 食料品や日用品の寄附や配付の仕組みをつくり、困っている人を支援しましょう。
- チケット制やポイント制など、サービスを受ける側と提供する側の双方が嬉しい仕組みを考えましょう。

【市・社協の取組】

①生活支援サービスの充実

【社協】

No.	取組内容	主な事業
41	地域における支え合いの体制づくりを推進するため、多様な主体間の情報共有並びに連携及び協働により、日常生活の支援体制の充実を図ります。	○生活支援体制整備事業の充実 ○支え合い推進会議の開催
42	生活支援コーディネーターから地域のニーズを集約し、必要な支援を行います。	○地域の高齢者に対する買い物支援
43	身近な地域で生活上の困り事に対し、「お互い様」の気持ちで助け合う「さわやかサービス」を展開するとともに、地域が主体となって生活支援活動体制の構築に向けて検討を行います。	○移送サービスの実施 ○福祉車両の貸出し
44	65 歳以上の高齢者世帯を対象に、日常生活でちょっとした困り事を地域の住民が主体となって助け合う有償ボランティアによる活動を推進します。	○地域たすけあい支援事業（ちいーとサポート）の推進

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○アウトリーチ型の支援体制の構築 ○65 歳未満の障がい者の生活支援サービス利用への体制構築	地域福祉課
		○高齢者の生活支援体制の構築、コーディネート機能の構築	高齢者福祉課
		○ひとり親支援制度の周知	子ども家庭課

②様々な課題を抱える人への支援

【社協】

No.	取組内容	主な事業
46	居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入浴介護事業・通所介護事業等のサービス提供を通じて、高齢者の生活支援を行います。	○介護保険サービス事業の充実及び活用の促進
47	居宅介護事業・移動支援事業等のサービス提供を通じて、障がい者の生活支援を行います。	○障害福祉サービス事業の充実及び活用の促進
48	生活に困窮している方に対して、包括的な相談支援を実施し自立の助長を図ります。	○自立相談支援相談の実施 ○障がい者の就労支援、福祉就労支援 ○住宅確保支援
49	低所得世帯等へ生活福祉資金（県社協）や生活つなぎ資金（市社協）の貸付けにより、経済的自立支援を行います。また、相談者のニーズに合った支援をします。	○生活福祉資金等貸付相談の実施

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○学校との連携	学校教育課
		○地域住民、民生委員児童委員との連携	地域福祉課 子ども家庭課
51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○ひとり親家庭への経済的支援、就業促進等の実施	子ども家庭課
		○学校との連携	学校教育課
		○生活困窮者自立相談支援でのサポート	地域福祉課
52	「湖西市自殺対策計画」を踏まえ、関係機関と連携し、自殺対策を推進します。	○ゲートキーパー養成講座の実施 ○こころの健康づくり講演会の実施 ○高校生へこころの健康講話の実施	健康増進課
53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○学校との連携	学校教育課
		○地域住民、民生委員児童委員との連携	子ども家庭課
		○アウトリーチ型の支援体制の整備	地域福祉課
54	高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅確保要配慮者に対し、住宅確保の環境の整備を検討します。	○市営住宅の高齢者、障がい者等の入居条件緩和と周知	建築住宅課
55	障がい者相談支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○地域包括支援センター事業の充実	高齢者福祉課
		○障がい者相談支援センター事業、生活困窮者自立支援事業の充実	地域福祉課
		○子育て世代包括支援センターの充実	子ども家庭課
56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	地域福祉課 高齢者福祉課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027 年度)
困った時に誰に相談すればよいかわからない人の割合※ 《市》	6.7%	3.0%
地域助け合い支援事業（ちいーとサポート）の支援 手登録者数 《社協》	0 人	60 人
地域包括支援センターの総合相談件数 《市》	1,115 件	1,400 件
障がい者相談支援センターの相談件数 《市》	1,266 件	1,500 件
子育て世代包括支援センターの相談件数 《市》	533 件	600 件
生活困窮者自立相談支援事業におけるプラン作成件 数 《社協》	12 件	18 件
ひきこもりで支援が必要な人を把握するための調査 の回数 《市》	0 回	5 回

※「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査の設問「あなたは困ったとき、誰に相談したいですか。」で「誰に相談すればよいかわからない」と回答した人の割合

(2) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画含）



認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、お金や財産の管理、福祉サービス等の利用に際して一人での判断や意思決定が難しい人が増加傾向にあります。成年後見制度はこのような人を支援するための制度です。

国において、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が2016年5月に施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

本市ではこれを受け、「成年後見制度利用促進計画」と地域福祉計画を一体的に策定します。

●現状と課題

- アンケート調査では、成年後見制度の認知度は半数を超えており、今後、成年後見制度を利用したい人が約2割となっています。
- 本市の成年後見制度の市長申し立て件数は、2011年度以降0件から3件の間で増減を繰り返しながら推移しています。
- 成年後見制度利用について、法人後見受任体制を整備し、受任を開始しています。成年後見制度、権利擁護についての周知が必要です。

●施策の方向性

- 権利擁護に関する相談支援や、成年後見制度の周知を行い、市民への理解促進を図ります。
- 関係機関と連携し、利用しやすい制度や体制の整備を進めます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 成年後見制度についての研修や勉強会を地域で開催しましょう。
- 判断能力が十分でなくなった時のことについて、家族と話し合っておきましょう。
- エンディングノートを活用して、本人の意向がわかるようにしておきましょう。

【市・社協の取組】

①成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)

【社協】

No.	取組内容	主な事業
57	中核機関において、成年後見制度の広報・啓発、相談機能及び利用促進機能の向上を図るとともに、後見人を支援する体制づくりを行います。	○成年後見制度の情報提供、広報活動、相談受付 ○ケース検討会議の開催 ○関係機関の連携協議の場の調整 ○後見人支援チーム育成
58	成年後見制度の利用を必要とする人に対し、相談と法人後見を受任し、権利擁護体制づくりを強化します。	○法人後見制度の受任

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
59	中核機関の「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。	○中核機関を委託する社会福祉協議会への支援	高齢者福祉課
60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	地域福祉課 高齢者福祉課
61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	地域福祉課 高齢者福祉課

②権利擁護等に関する事業の推進

【社協】

No.	取組内容	主な事業
62	判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を推進します。	○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理や書類等の預かり保管

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
63	社協や福祉サービス提供事業所と連携し、サービス利用者が不利益を被らないように、支援を行います。	○本人、家族への権利擁護に関する知識の普及、支援機関との学習会、情報交換の実施	地域福祉課
64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○湖西市要保護児童対策地域協議会における情報交換	子ども家庭課
		○障害者施設、計画相談事業所による見守り、情報提供、相談対応	地域福祉課
		○高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくり	高齢者福祉課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
成年後見制度を知っている人の割合※ 《市》	28.0%	35.0%
権利擁護（成年後見制度）相談件数（延べ） （高齢者） 《市》	69 件	95 件
権利擁護（成年後見制度）相談件数（延べ） （障がい者） 《市》	14 件	20 件

※「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査の設問「あなたは、成年後見制度について、知っていますか。」で「内容も言葉も知っている」と回答した人の割合

(3) 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）



「再犯の防止等の推進に関する法律」が2016年12月に施行されました。県及び市町村において、「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されています。これを受け、本市においては、「地方再犯防止推進計画」と地域福祉計画を一体的に策定します。

●現状と課題

- 本市では「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の再犯防止の推進、保護司や更生保護女性会への支援に取り組んでいます。今後も支援を継続するとともに、活動の理解促進を図る必要があります。
- 全国で刑法犯罪認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し続けています。犯罪や非行を行った人の中には、疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、生活困窮に陥り、再犯に至る人もいます。こうした人を地域で孤立させずに、再び受け入れられる社会にするため、地域住民一人一人が理解を深めるとともに、支援体制を構築することが求められます。
- アンケート調査では、再犯防止に関する取組について、「内容も言葉も知っている」人は1割未満となっており、再犯防止について一層の広報・啓発活動が必要です。

●施策の方向性

- 罪を犯した人の立ち直りを支援する体制を構築するとともに、住民への理解促進のための広報・啓発活動を推進します。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 再犯防止についての講演会に参加し、理解を深めましょう。
- 青少年の犯罪を未然に防ぐために居場所をつくりましょう。
- 犯罪を未然に防ぐために、困っている人がいたら日頃から相談に乗りましょう。
- 企業は、犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援しましょう。

【市・社協の取組】

①再犯防止に向けた支援と体制構築

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
65	再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。	○社会を明るくする運動の推進	地域福祉課
66	保護司や更生保護女性会等のボランティアの活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会への財政的支援、更生保護サポートセンターの会場使用料減免	地域福祉課
67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○生活困窮者自立相談支援の実施	地域福祉課
		○住宅セーフティネット制度に基づく、静岡県居住支援協議会を通じた住宅等の確保の支援	建築住宅課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
「社会を明るくする運動」を知っている人の割合※ 《市》	8.5%	15.0%

※「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査の設問「あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である『社会を明るくする運動』を聞いたことがありますか。」で「内容も言葉も知っている」と回答した人の割合

(4) 安心して暮らせる環境の整備



誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生活するためには、安心・安全な生活環境の整備が重要となります。近年、大規模地震をはじめとする自然災害の発生や、特殊詐欺等の犯罪の増加により、日頃の備えや地域における防犯・防災の意識の醸成が重要となっています。

●現状と課題

- アンケート調査において、地震や台風等で避難するときに、地域の手助けが必要な人は1割強で、特に70歳以上の高齢者で2割台となっています。そのうち避難所等へ行くことを手伝ってくれる人が「いない」「わからない」人が半数程度となっています。また、自分で避難することが難しい人への対応として、「助けを求められたら、手助けできと思う」人が最も多くなっています。日頃から見守り・支え合いの体制づくりを行うことが大切です。
- 本市では、2022年4月より「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係にあることを市に届け出ることができる制度です。また、その同居の子どもがいる場合に、併せて届け出ることができます。制度の周知を通じた、多様な性の在り方についての理解の促進が重要です。
- 本市の外国人市民は増加傾向にあります。外国人市民と日本人市民が文化や日常生活の習慣を相互に理解するため、交流の促進が必要です。

●施策の方向性

- 防犯活動・防災活動の推進やユニバーサルデザインのまちづくりを推進することで、安心して暮らせる環境を整備していきます。
- 誰もが多様性を認め、尊重し合いながら、いきいきと活躍できるまちづくりを進めます。

●具体的な取組

【市民・地域の取組】

- 子どもから大人まで地域の防犯活動・防災活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の防災訓練について、若年層が参加しやすい環境を整えましょう。
- 地域に住む外国人市民と話合いの場をつくりましょう。
- 災害時に外国人市民が適切に避難できるよう、日頃からつながりを持ちましょう。

【市・社協の取組】

①防犯活動の推進

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
68	見守り活動等の地域における防犯活動を支援するとともに、活動内容のPRを行います。	○青色防犯パトロール活動の支援	危機管理課
69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○青少年補導員によるパトロールの実施	スポーツ・生涯学習課
		○警察・防犯協会等と連携した、キャンペーンや青色防犯パトロール等の実施	危機管理課

②防災活動の推進

【社協】

No.	取組内容	主な事業
70	災害ボランティアセンターの運営に協力するコーディネーターの養成を行います。	○災害ボランティアの周知 ○災害ボランティアの養成講座の実施
71	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を通じ、ボランティアセンターの円滑な運営を推進します。	○災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・更新 ○災害関係団体との連携
72	災害ボランティアグループ等と連携を図り、活動支援や情報交換に努めます。	○災害ボランティア団体等の関係機関との連絡会の開催

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	地域福祉課 危機管理課
74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	地域福祉課 危機管理課
75	ハザードマップ等を活用した防災に関する学習機会を充実させ、地域における防災意識を高めます。	○防災に関する出前講座の実施	危機管理課

③ユニバーサルデザインのまちづくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	文化観光課 資産経営課 新居支所 スポーツ・生涯学習課
77	歩道の段差解消、歩道幅員の確保等、誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めます。	○歩道の整備	土木課
78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○ユニバーサルデザインフォント・カラーを使用した発行物の作成	秘書広報課
		○多言語、やさしい日本語による発行物の作成	市民課

④多様性を受け入れられる意識づくり

【市】

No.	取組内容	主な事業	担当課
79	お互いの文化を理解するための交流機会の創出や地域行事への参画を促進することで、共に地域で生活するという意識を高めます。	○外国人市民と日本人市民との交流機会の創出	市民課
80	LGBTQ+などの性的少数者の生きづらさにつながる偏見や差別を解消し、知識や理解の浸透を図るため、人権尊重や性の多様性に関する取組を推進します。	○男女共同参画推進計画に基づいた性の多様性に関する広報・啓発・学習機会の提供 ○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知	市民課

●取組指標

指標名	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
防災に関する出前講座の実施回数 《市》	19回	50回
災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者数 《社協》	20人	40人

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

地域福祉の推進のためには、行政、社協だけでなく、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、福祉関係事業者等、地域のすべての人が関わっていくことが重要です。

(1) 住民・団体等との連携強化

市民が地域福祉の理解を深め、身近に感じることができるよう、本計画をウェブサイト公表するほか、様々な地域活動や福祉活動の機会を通じて、広く市民に周知を図ります。

また、市民の多様な福祉ニーズに対応できるよう、地域福祉に関する団体等と連携強化に努めます。

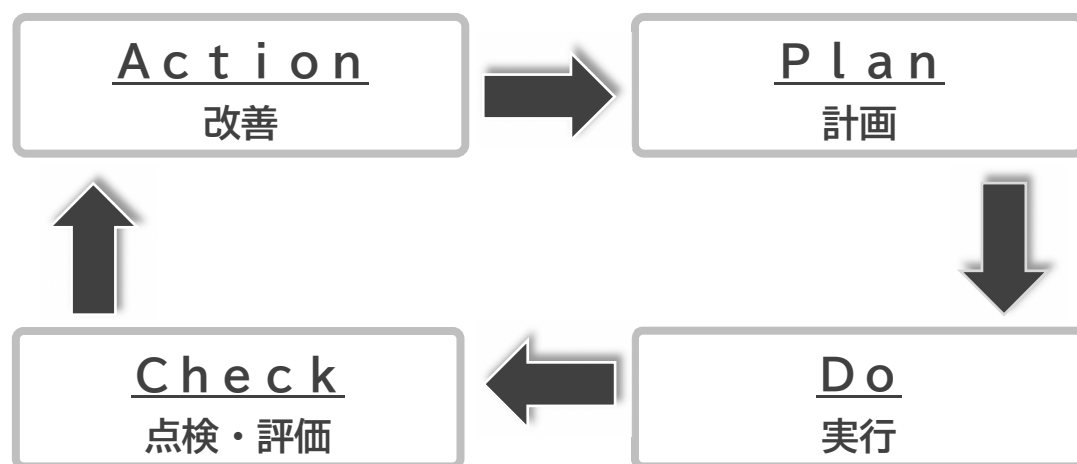
(2) 庁内連携体制の強化

複合化、複雑化した支援ニーズを抱えた人の相談の受け止めや支援関係機関へのつながができるよう、福祉の関係課の連携を強化し、包括的な相談体制を整備します。また、福祉以外の様々な分野を含めた横断的な連携体制を構築し、地域福祉のさらなる推進を図ります。

2 計画の進行管理と評価

計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・点検・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルにより取組状況の確認や改善を進めることが重要です。

本計画では、「湖西市地域福祉計画策定委員会」において関係各課の施策の進捗状況を毎年度評価・検証します。また、計画最終年度において、アンケート調査等から達成状況の評価を行い、結果を取組の改善にいかします。



資料編

1 策定の経過

年月日	内容
2021年9月16日～9月30日	「湖西市地域福祉（活動）計画」策定のためのアンケート調査
2021年9月27日～10月22日	ボランティア団体・専門機関アンケート調査
2022年2月	令和3年度第1回湖西市地域福祉（活動）計画策定委員会（書面開催）
2022年8月23日	令和4年度第1回湖西市地域福祉（活動）計画策定委員会
2022年10月7日～10月28日	地域懇談会 （湖西中学校区・岡崎中学校区・鷺津中学校区・新居中学校区・白須賀中学校区）
2022年12月16日	令和4年度第2回湖西市地域福祉（活動）計画策定委員会
2023年1月19日～2月17日	パブリックコメント
2023年3月20日	令和4年度第3回湖西市地域福祉（活動）計画策定委員会

2 湖西市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：2022年2月10日～2024年2月9日

区分	委員名	所属	備考
地域住民団体	板倉 福男	湖西市自治会連合会会長	
福祉関係団体	井川 あい子	湖西市民生委員児童委員協議会会長	委員長
	菅沼 武彦	湖西市身体障害者福祉協会会長 ／湖西市老人クラブ連合会理事	
	佐原 伊佐男	NPO 法人精神保健福祉会さざなみ会理事長	
	原田 幸男	湖西市人権擁護委員連絡協議会会長	副委員長
	吉塚 敬一	湖西地区保護司会会長	
	菅沼 敦子	湖西地区更生保護女性会会長	
関係専門機関 社会福祉施設	彦坂 克己	社会福祉法人南浜名湖会常務理事	
	河田 宗康	社会福祉法人花園福祉会微笑こども園園長	
	杉田 洋一	浜名学園組合サービス管理責任者	
市民	山下 美恵子	中之郷おひまち会代表／ウォーキングクラブ代表 ／ボランティア銭太鼓代表	
	末吉 由佳	外国にルーツのある市民	
行政関係者	袴田 晃市	健康福祉部部長	
	鈴木 祥浩	子ども家庭課課長	
	阿部 祐城	高齢者福祉課課長	

(順不同・敬称略)

※区分・所属は2022年2月10日時点のものです。

3 湖西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく湖西市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するために湖西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の見直しに関すること
- (3) 計画の推進に関すること
- (4) 計画に関する事項を調査審議すること
- (5) 地域福祉の推進に関すること
- (6) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 関係専門機関・社会福祉施設の代表者
- (4) 市行政関係者
- (5) 学識経験者または福祉に関する識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

4 湖西市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 湖西市における地域福祉を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 策定委員会の役割は、活動計画の策定に関することとする。

(委員構成)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから湖西市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域住民団体等の代表者
- (2) 福祉関係団体等の代表者
- (3) 市行政関係者
- (4) 関係専門機関・社会福祉施設の代表者
- (5) 知識経験者
- (6) その他社協会長が必要と認めた者

(任 期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱した日から活動計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 補欠による策定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、策定委員の互選により選出する。

2 委員長は策定委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者等の出席要請)

第7条 委員長が特に必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、湖西市社会福祉協議会内に置く。

(補 則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 8月 1日から施行する。

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。

SNS(エスエヌエス)

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

SDGs(エスディーゼーズ)

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標。17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことをめざす。

NPO(エヌピーオー)

民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略。営利を目的とはせず、に地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行う団体。

か行

共生型サービス

同一の事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスが一体的に提供できるサービス・仕組みのこと。双方が同一事業所でサービスを受けやすくなる。

協働

住民、事業者、行政など様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

ケアマネジャー

介護支援専門員のこと。「介護保険法」に位置づけられた職種であり、要支援・要介護認定者の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村・福祉サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う。

権利擁護

本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別の支援プランの策定や、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連絡調整などにより、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う機関のこと。

さ行

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された「社会福祉事業法」(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されている。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。

た行

第2層協議体

支え合いの地域づくりに向けた話合いの場。
各中学校区に設置。

ダブルケア

1 人の人や 1 つの世帯が同時期に介護と育児
など、複数の支援の負担や責任を負っている
状態。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、
医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス
が切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者の生活支援や相談支援の中核的な役
割を担う機関。

な行

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能
力が不十分な人が地域において自立した生活
が送れるよう、利用者との契約に基づき、福
祉サービスの利用援助等を行う事業。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対
応方法等を理解して、認知症高齢者やその家
族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う
人のこと。

は行

8050 問題

主に 50 代のひきこもりの子どもを、主に 80
代の親が養っている状態にあり、孤立や生活
の行きづまりなどの問題を抱えていること。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者等、災害時に自力での避難
や避難所等での生活が困難な人のこと。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 等の法人が
成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判
断能力が不十分な人の保護・支援を行うこ
と。

ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的(自由意
思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基
づいて技術的な援助や労力の提供等を個人
が自ら進んで行う民間奉仕者。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティ
アを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、
またはその立場のこと。

ま行

民生委員児童委員

「民生委員法」に基づき委嘱された、地域住民
から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行
う人。民生委員は、市区町村に設置された民
生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事
が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委
嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや
子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねてお
り、一部の児童委員は児童に関することを専
門的に担当する「主任児童委員」の指名を受
けている。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が
担うようなケア責任を引き受け、家事や家族
の世話、介護、感情面のサポートなどを行っ
ている 18 歳未満の子ども。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者のみならず、可能な限りす
べての人を対象として想定し、「どこでも、誰
でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

第4次湖西市地域福祉計画・第5次湖西市地域福祉活動計画

発行： 湖西市
社会福祉法人 湖西市社会福祉協議会

編集： 湖西市 健康福祉部 地域福祉課
〒431-0492
静岡県湖西市吉美 3268 番地
電話 053-576-4873(直通)

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会
〒431-0303
静岡県湖西市新居町浜名 643-1（老人福祉センター内）
電話 053-594-5511(直通)

発行年月： 2023 年 3 月
